

# 政審資料

1960年  
9月15日発行  
9月号

No.33

一目 次一

## △焦点△

- 一、衆議院選挙政策（案）.....
- 二、選挙スローガン（案）.....
- 三、農業発展のための基本政策.....
- 四、中小企業政策大綱.....
- 五、警察制度改革要綱案.....
- 六、災害対策に関する基本方針.....

一、農業発展八カ年計画案.....  
二、下請関係基本法案要綱.....  
.....  
29 28

27 25 24 21 17 1

発行所 日本社会党政審議会

東京都千代田区永田町衆議院内  
電話 霞ヶ関 5111 内線 2222番  
振替 東京 195668番

# 焦 点

## 一、衆議院選挙政策（案）

（一九六〇・八・二六）

### 第一 政 治

自民党は、議会政治の原則を踏みにじつて、新安保条約を強行通過せしめたが、これに対し、国民は、史上空前の反対闘争に立上り、遂に岸内閣は退陣を余儀なくされた。しかし、その跡を継いだ池田内閣は、本質的には、岸並流政権であり、その表面上の低姿勢は、実は、選挙前の偽装に過ぎない。

わが党は、民主主義と議会政治との原則を固く守り、多数党の独裁に反対する。国会の運営は、与野党の話し合いによってまとめ、話し合いのつかない重大な政治問題については、国会を解散して、その可否を国民に問う政治慣行をする。また汚職、腐敗を徹底的に追及して清潔な政治を行い、国民の信頼に応える。

一切の反動的諸法令を改廃して、憲法の規定する基本的人権と民主的諸権利を回復し、憲法が生活の隅々にまで実現される基盤を作る。

1 言論・報道・結社・集会・デモの自由確保。デモ規制法案、警職法改悪、秘密保護法等の提出反対

2 人権擁護局の拡充、民間の人権擁護団体の育成、警察暴力団等の暴行を一掃。一切の不当弾圧反対

3 公安調査庁の廃止。官憲のスパイ行為禁止。政府の御用与論製造反対

4 政・官・財界の腐敗肃正と政治の厳正廉潔を期するため、斡旋収賄罪の法制化、政治資金規制法の改正、連座制の強化等を含む選挙法の改正

5 民意を正しく反映し、金のかからない、清潔な政治を行うための選挙法の改正

(イ) 有権者数と議員定数との不均衡の是正  
選挙公営の徹底

6 裁判の公正、民主化と能率化。金のかからない裁判制度の確立、裁判所機構の改革と、経済困窮者に対する訴訟扶助制度（民事訴訟の費用を国が負担）の確立

7 官庁の公僕精神の徹底民主化により、サービスの向上と能率化

8 警察の民主化の徹底

(イ) 公安委員会の機能民主化

(ロ) 地方自治体警察にする中央統制の排除

(ハ) 政治警察的傾向の排除と民衆保護の役割の強化

(イ) 警察官の團結権の承認と待遇改善の禁止

9 補助金行政の抜本的改革による情実政治の一掃と効率的な国費の使用

10 行政監察制度の強化、会計検査の徹底による行政規律、国家経理の厳正、不正不當支出の防止

### 第二 外交・防衛

向米一辺倒の保守外交に反対し、いずれの陣営にも属さず、積極中立の政策を堅持して、日本の完全独立と平和の確立を期す。

安保条約不承認の立場を堅持し、核兵器持込の阻止、米軍基地の完全撤去を実現して、日米安保体制を打破する。

日中國交の早期回復をはかり、アジア・アフリカ諸国との緊密な協力のもとに、東西の話合い、軍縮会議など国際緊張の緩和を促進し、世界の恒久的な平和の確立をはかる。

- 1 日米安保条約の解消と中ソ米をふくむアジア平和保障体制の確立
- 2 原水爆の製造、貯蔵、使用の全面禁止、原水爆実験の即時無条件禁止
- 3 ICBM等究極兵器の廃止ならびに全面的な軍縮の実現
- 4 反対
- 5 日本の核武装反対、徵兵制反対、基地拡張自衛隊の増強中止、漸次これを削減し、平和国土建設隊に転換する。
- 6 沖縄、小笠原諸島の早期祖国復帰、米軍の権力による弾圧反対
- 7 北方領土問題を解決して、ソ連と平和条約の締結促進
- 8 日中国交回復の早期実現、中国の国連加盟支持、対共産圏貿易制限の完全撤廃
- 9 軍事ブロックの解消、外国軍隊の撤退、原水爆の禁止、平和共存の実現のため、アフリカ会議の開催促進
- 10 アジア特に北西太平洋地域（米軍太平洋基地、中国、ソ連極東地域をふくむ）における非核武装地帯の設置推進
- 11 分割された朝鮮・ベトナム・ドイツからの外國軍隊の撤退、両地域の平和的民主的統一促進、国交回復の実現
- 12 南鮮に抑留された漁船、船員の早期送還、李ラインの撤廃。北鮮との経済・文化諸交流の増進。人道的立場から在日朝鮮人の帰国促進

### 第三 経済一般

自民党が進める大資本本位の経済政策は、経済の二重構造をますます拡大し、中小企業や労大衆へのシワ寄せを強化している。貿易為替の自由化はこの日本経済の体質を改善すると宣伝しているが、逆に二重構造の矛盾をより深刻化し、新安保条約にもとづく日米経済協力の名のもとにアメリカへの依存度を強め、経済の自立を困難にする。

社会党は、国民大衆の利益を無視し、アメリカからの強い圧力のもとに強行されている自由化に反対し、国民経済の計画化と周到な準備と近代化こそ自由化の前提条件であることを国民党の前に明らかにする。このため投資の計画的運

営、経済の民主化と重要産業の社会化、中小企業、農林漁業の近代化、総合的な国土開発を進めて国内産業の健全な発展と眞の国際競争力を強化する。また防衛関係費その他の不要経費の大巾削減によって浮いた費用及び自然増収とを財源として、減税と社会保障の拡充を実施し、国民生活水準の向上をはかる。日中貿易の全面的再開によつて内外需要、雇用の積極的な拡大をはかる。

#### 一、産業

- 1 長期経済計画を策定し、経済自立と完全雇傭を達成する
- 2 電力、石炭鉱業等重要産業の社会化と総合エネルギー政策の確立
- 3 貿易の自由化に便乗する独禁法、輸出入取引法の改正に反対する
- 4 独占資本の経済力乱用を防止し、経済を民主化する。独占諸物価、公共料金は公的規制の措置を講ずる
- 5 国鉄・電信電話・専売・郵政事業および地方公営企業の運営の民主化と責任制の確立、公社制度の堅持
- 6 鉱工業地帯の整備と工業配置法の制定
- 7 合成化学、電子工業、原子力産業等新産業の育成
- 8 外国の技術と資本による不当な圧迫排除、外資法の改正、貿易自由化に反対し、外資の適正な規制をはかる

#### 二、科学技術

科学技術教育の積極的な振興をはかり、総合的な科学技術研究体制を確立する。さらに原子力の開発利用については、平和利用目的と民主、民主、公開の三原則を堅持して推進し、国際原子力機構を強化する。

- 1 基礎、応用科学技術教育の振興と、研究機関の強化。理工系奨学制度の拡充。
- 2 中小企業の技術向上をはかるため中小企業協同組合研究機関の設立。
- 3 発明、発見に対する補償制度の拡充、特許行政の強化。
- 4 科学技術の総合研究体制の確立、国立綜合

## 研究所の設立

- 5 原子力産業の自主性確保と原子力技術の国産化推進、核燃料資源の国内開発促進
- 6 ヒモつき原子力動力協定の改正、国際原子力機構の強化
- 7 アジア原子力平和利用機関の設立
- 8 アイソトープ生産の促進、応用技術の振興
- 9 原子炉廃棄物の化学処理体制の整備強化、放射線防禦体制の確立

## 三、貿易

- 1 アメリカ依存の貿易是正、特需からの脱却、日本商品輸入抑制反対
- 2 共産圏貿易制限（ココム制限）撤廃、東西貿易の促進
- 3 日中貿易の全面的再開実現
- 4 アジア・アフリカ諸国の経済開発に協力、アジア経済会議の開催
- 5 輸出産業の振興、とくに中小企業貿易に対する積極的保護助成
- 6 平等互恵にもとづく通商航海条約の締結促進、ガット（関税貿易一般協定）三十五条の援用排除
- 7 不急不用物資ゼイタク品の輸入抑制並びに主要原材料物資輸入の国家的規制、中小企業、農業など国内産業を無視した貿易自由化反対

## 第四 財政金融

経済好転を名目とする無計画な設備投資の横行を抑制して、不必要的輸入増加を阻止しつつ国際収支の黒字基調を堅持する。財政では税収の自然増を勤労大衆の減税に還元し、国民の税負担の不公平を是正する。財政支出は国民生活水準の引上げ、とくに貧困階層者の生活保障と雇用吸収効果のたかい公共事業や低家賃住宅建設に重点をおく。金融では大企業本位の金融制度を改革して、中小企業と農林漁業金融を優遇する。かくして経済制度の改革を推進しつつ勤労者の購売力の増大をはかつて国内市場を拡大する。

## 一、財政

- 1 明年度予算編成の重点を、(i)国民年金の実施を中心とする、社会保障制度の充実と総合

## 体系统化と国民の税負担の不公平是正 (ii)農林漁業と中小企業の近代化促進と、中小企業輸出産業の振興 (iii)アジア・アラブ諸国との経済提携のための資金技術援助の強化

- (ii)財政投融資と民間金融との一元的計画にもとづく配分、の四点において、雇用増加と国内有効需要及び輸出増加を促進する。
- 2 国税、地方税を通じて、大法人および高額所得者に対する過度の減免税措置を改廃し、超過所得に対する累進課税率を引き上げ、中小法人および低額所得者に対して税負担を軽減する。

## 3 才出予算は、社会保障関係費、公共事業費、低家賃の公営住宅建設と農林漁業および中小企業に対する出資、災害復旧事業費、文教関係費の増額に重点をおき、防衛関係費その他不要経費を大巾に削減する。

- 4 財政投融資規模は、資金運用部資金の過去の蓄積原資の活用と民間資金の大巾吸収によって極力拡大し、投融資増額は農林漁業および中小企業の近代化、産業関連施設およ公営住宅建設関係に重点を置く。明年より開始する拠出制国民年金積立金を農漁業中小企業、社会福祉、地方自治体、公営企業のための財政投融資計画の原資に充てる。
- 5 地方財政の財源不足を補てんするために、地方交付税の交付税率を百分の三〇に引き上げる。

## 二、金融

1 資金計画委員会を民主的な構成と運営にもとづく行政委員会として内閣におき、左の任務を担当する。

- (i) 財政、民間両資金を通じて、産業長期資金の産業別融資順位。これにもとづく公社債発行基準の制定
- (ii) 特種金融（中小企業及び農林漁業零細企業に対する政策金融、金融債地方債の引受け）と一般産業金融との配分調整
- (iii) 右の(i)、(ii)についての長期および年次計画の設定
- (iv) 一企業に対する一定金額以上の融資についての許可
- (v) 融資の実施についての各金融機関（含む保険会社）の運営の監督

2 日本銀行を官僚と大企業の悪用から防止するため、当分の間は現行制度通り、日銀運

営の最高方針を日銀政策委員会が決定することとし勤労者代表を政策委員に加える。政策委員会決定の日銀業務に対しては政府は業務執行命令は出来ないこととし、日銀の中立性をまもる。

3 民間金融機関の乱立が経営コスト上昇を招いて金利引下げを妨げ、かつ巨大銀行が大企業系列と密着して私的独占を促進している現状を是正するため、民間金融機関を長期、短期別の各専門機関に再編成する。長期金融機関は長期信用銀行、興業銀行、不動産銀行、信託銀行、保険会社とし、短期金融機関は普通銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合とする。短期金融機関の長期融資は中小企業むけの少額融資を除いてすべて国の資金計画委員会の方針に従うものとする。

4 零細企業を主体とした中小企業、農林漁業に対する金融については、国はこれの保護助成のために、政策金融（財政資金の投融資および財政資金による利子補給、損失補償、債務保証等の援助）を強化する。

## 第五 税 制

自民党政は大企業のための租税特別措置を堅持しているばかりでなく、更に貿易自由化にそなえての資本蓄積と設備近代化の促進という名目で、企業課税を一そく軽減しようとしている。その分の税負担は、大衆課税のかたちで低所得者に転嫁されようとしている。わが党政はこの金持本位の税制を根本的に改革し、中小企業者、農漁民、労働者をふくむ勤労大衆の租税負担を軽減するため、左記の税制改革を行う。ちなみに、所得税についていえば、給与所得者の課税最低限は年収四十万円、事業者の課税最低限は三十七万円となる。

### 一、 国 稅

#### 1、 所得税の改正

(1) 基礎控除を一〇万円とする。（現行九万円）

(2) 扶養家族控除の妻の控除（現行七万円）とを配偶者控除と改め、控除額を一〇万円とする。

(3) 勤労控除については、四〇万円まで二五 %（現行二〇%）とする。四〇万円以上は一〇%とし、一五万円を頭うちとする。

(4) 寡婦控除、勤労学生控除、老年者控除を七、〇〇〇円（現行五千円）の税額控除とする。

(5) 小規模事業所得者についても、年一〇〇万円までの所得者については、三〇万円までの所得について、二〇%の特別勤労控除を設ける。

(6) 専従者控除を、青色申告者だけでなく白色申告者にもおよぼし、控除額を一〇万円（現行八万円）に引きあげる。

(7) 税率については、高額所得者の税率を引き上げ、累進課税方式を強化する。

(8) 退職所得については、控除額を一五〇万円（現行一〇〇万円）まで引き上げる。

#### 二、 法人税の改正

法人税率は原則として四〇%とする。ただし、年五百万円以下の法人については、三段階の軽減税率を適用し、五百万円以下三八%，三百万円以下三三%，百万円以下三〇%とする。なお、後述の租税特別措置のとり止めと見合って、この改正税率には弾力性を考慮するものとする。

#### 三、 租税特別措置の改正

租税特別措置は読んで字の如く「本来は税金をとるのであるが、特別の措置でまけておく」という措置で輸出振興、内部留保の充実、貯蓄の奨励などの美名にかくれて、大法人が合法的に免税されているものである。

わが党政は、この歴代保守党が大企業の利益のために設けた法律の大巾整理を主張し、これにより一千億の税収増加をはかる。

#### 1 廃止するもの（単位億円）

- 、配当所得に対する源泉徴収税率の軽減
- 、配当所得に対する源泉徴収税率の軽減
- 、貯蓄控除六五、価格変動準備金一一
- 、貸倒準備金一一五、異常危険準備金一
- 二、渴水準備金八、外貨取得に係る社債等の利子課税の特例二、外国人課税の特例一、重要機械類の輸入関税の免税五〇、輸出損失準備金六、特別修繕引当金五、違約損失補償準備金四、重要物産所得の免税四五、重

## 要外国技術使用料課税の特例一四

2

検討し一部廃止するもの（単位億円）

輸出所得の特別控除一〇〇の中八〇、退

職給与引当金一三〇の中一〇〇、探鉱用機

械設備等および鉱業用坑道等の特別償却一

〇中八、重要機械六〇の中三〇、交際費課

税の特例六〇の外六〇、過度の広告費八〇

四、物品税＝国民生活様式の変化にともなう生

活必要物資、中小零細企業に関連する物品税

は廃止、もしくは軽減する。

五、貿易自由化にそなえ中小企業（法人、個人

をとわず）の償却資産の耐用年数を現行に対

し一律三割短縮する。

六、酒税＝雑酒一五%引き下げ、ビールは税率

を五〇%（現行五六%）に引き下げ小売価格

を中味百円とする。

七、富裕税を新設し、一千万円をこす個人資産

について千分の二を課税する。

八、大口滞納の徴税を強化する。

## 二、地方税

### 一、住民税

(1) 所得割の決定は當年度の所得を基準とす

る。

(2) 均等割は一世帯に一人以上の納稅者があ

るとときは遁減する。

### 二、事業税

(1) 個人事業税＝基礎控除を三〇万円（現行

二〇万円）にする。

(2) 法人事業税＝(1)特別法人の標準税率を百

分の六（現行百分の七）とする。(2)その他

の法人＝所得のうち年五十万円以下の金額

の百分の六（現行百分の七）とする。

### 三、遊興飲食税

(1) 飲食店、喫茶店等における免稅点を現行

一人一回の料金が三百円以下とあるのを

「五百円以下」に引き上げる。

四、娯楽施設利用税＝ゴルフ場等の利用税を五百円に引き上げる。（現行二百円）

### 五、固定資産税

(1) 課税價格の評価を公平にするため、評価の査定が三年毎に行なわれるのを必要に応じ短縮する。

(2) 田畠に対する課税標準は現行評価額の三分の二の金額とする。

(3) ゴルフ場の芝、休閑地等に対しても、特に制限税率を百分の七に引き上げる。（現行百分の二・一）

(4) 非課税対象を整理し、各種の大規模償却資産の課税標準の特例を改廢する。（現行百分の二・五）

(5) 制限税率を百分の二に引き下げる（現行百分の二・五）

(6) 林地の立木に対しては、一定の標準を設けて課税することを検討する。

(7) 市町村の固定資産評価委員会を民主化、強化する。

(8) 市町村長の指定する街燈に使用する電気については、電気税を課さないものとする（同時に街燈に対する電気料金の引き下げを行なう）

### 六、電気ガス税

(1) 税率を百分の七に引き下げる（現行百分の一〇）非課税規定をとりやめ、これに税率百分の二の電気ガス税を課する。

(2) 市町村長の指定する街燈に使用する電気については、電気税を課さないものとする（同時に街燈に対する電気料金の引き下げを行なう）

### 七、消防施設税（目的税）の創設

(1) 道府県は市町村における消防の費用に充てる財源を交付するため消防施設税を設ける。

(2) 納稅義務者は民營火災保険会社とし、その道府県内の収入火災保険料を標準とし、税率は百分の三とする。

(3) 徵収方法は申告納付の方法によるものとする。

(4) 農業共済、火災共済等の共済事業は除外する。

(5) 道府県が市町村に配分交付する方法は市町村の人口、家屋床面積等を基準として別に命令に定める。

八、自動車税＝トラック及び三輪小型自動車の自家用をそれぞれ一千円引き下げる。

九、法定外普通税の整理を行なう。

(1) とん税廃止に伴い、特別とん税をとん当たり一八円とする（現行一〇円）

(2) 交付税率を一・五%引き上げる。（現行二八・五）

圧などを中心とする自民党の反動的労働政策と鋭く対決し、働く意志のあるすべての者に職場をあたえ、働きがいのある賃金をあたえるとともに、すべての労働者に労働者としての権利を確保して、労働者の生活の安定と生活水準向上をはかることを目標とし、次の諸政策を早急に実施する。

### 一、完全雇用

#### 1 雇用拡大

- (1) 国家資源の充分なる利用による国土開発の促進

- (2) 多就労産業の育成強化、工場の適正配置

- (3) 貿易の拡大

#### 2 労働時間の短縮

- (1) 技術革新、合理化による首切反対

- (2) 雇用基本法の制定

#### 3 失業対策事業の拡大

- (1) 全額国庫補助による失業事業の実施

- (2) 月二十五日完全就労の実施

#### 4 PWの廃止

- (1) 賃金を日額五〇%アップ

- (2) 失業対労働者に期末、年末手当の増額

- (3) 日雇失業保険給付金を最低三百円とする

#### 5 技術教育、職業訓練施設の拡充と改善による、青年、離職者に新しい職場と、再就職の道を開く。

#### 6 本工、本職員に対して不当な身分上、待遇上の差別を受けている臨時工（臨職）、社外工などの変則な雇用形態をなくする。

#### 7 常勤労務化、臨時職員の定員化的促進

#### 8 不幸な身体障害者に対する十分な就労の機会を与えるため、身体障害者の職業訓練設備を充実し、現行の身体障害者雇用促進法の改善をはかり、雇用の拡大と安定をはかる。

- (1) 石炭産業、駐留軍労務者等離職者の対策費を完全予算化し、政府の責任において、生活保障と、再就職の確保をはかる。

### 二、生活保障

#### 1 最低賃金

- (1) 労働者の意思の無視された、業者間協定の現行最低賃金法を廃止する

- (2) 満十八才、全国一律八、〇〇〇円の最低賃金法を制定し、低賃金体制を打破する

### 2 家内労働法の制定

(1) 家内労働法を制定し、家内労働者の組織化に務める

(2) 家内労働者組合と、委託者又はその団体との団体交渉権を確立し、最低労働工賃額その他労働条件につき、団体協約の締結等の交渉をする

(3) 家内労働者と委託者の間に調整機能を確立する（労働委員会）

(4) 安全衛生の徹底

(1) 港湾労働者の雇用安定に関する法の制定

(2) 日雇港湾労働者の不安定制を除去し、計画的な雇用を促進するため、日雇労働者の登録制を実施する

(1) 港湾労働の計画的雇用の推進のため、中央と地方二本建の港湾労働委員会を設ける

(2) 常用港湾労働者数が不足する場合は、港湾労働委員会が登録港湾労働者の中から、不足せる労働者数を指定し、それを優先的に雇用する義務を雇用主に課す。

(1) 指定労働者が万一不就業の場合は、不就業手当を給する。不就業手当は原則として業主負担とし、一部を国庫が補助することができる。

(2) 中小零細労働者（五人未満）にも一切の社会保険を適用するとともに、中小企業退職共済法を改正し、これら労働者の老後保障の確立を期す。

(1) 五人未満事業所従業員を強制適用する

(2) 給付期間は原則として一ヵ年まで延長する

(1) 給付率については標準報酬九千円未満の部分については八割まで引き上げる

(2) 国庫負担の増額をはかる

**三、ILO条約批准促進と、労働基本権の確立**

日本が加盟しているILOは今日まで四二回の総会を開き、一一一の条約を採決している。これはおしなべて労働保護水準を高める国際条約である。

日本政府は、ILOの三十年前の水準にある二十七の条約を批准したに過ぎない。社会党は、ILO条約の批准を促進し、労働者の権利と、労働保護水準の向上に努める。

当面次の四条約批准に全力をつくす。

(イ) 八七号条約（結社の自由及び団結権の擁護に関する条約）

(ロ) 二六号条約（最低賃金決定制度の創設に関する条約）

(ハ) 一〇五号条約（強制労働禁止に関する条約）

(ニ) 一〇二号条約（社会保障の最低基準に関する条約）

2 憲法と、国際労働憲章の精神にのつとり、公務員、公共企業体職員を含めたすべての労働者に労働三権（団結権、団体交渉権、争議権）を確立する。

四、婦人、年少労働

婦人、年少労働者に対し、労働基準法の完全適用を期すると共に、職業訓練、適切な成人教育等により、技術の修得と、人格の陶冶につとめる。特に婦人、年少労働者であるがゆえの差別待遇に絶対反対する。

### 五、職業病

けい肺その他の長期的職業病患者の終生保障を期す。その為、「じん肺法」「労働者災害保障法」の改正を行う。

職場における安全、衛生施設の完備。

## 第七 農林水産

社会党は、働く農民を本位に、農民生活の安定農業経営の合理化と近代化、農村機構の民主化を三大目標として、革新農政の推進のために努力する。

自民党が、農産物の貿易自由化を進め、農民をぎせいに独占資本の利益をばかり、米の統制を撤廃して投機的商業資本に暴利の機会を与える、その他独占価格を通じて独占資本の農民搾取を促進しようとする政策と対決する。

また直接農民に対する政策においても自民党が少数の富農だけをうるおし、旧地主の逆コースの動きをあげまし、大多数の中小農家や零細農家、二、三男を見捨てている方針と鋭く対立し、すべての農家に生産費と所得を補償し、サービス・センター等による生産性向上と農業近代化の促進、農村社会保障の徹底等にとくに力を注ぐ。

漁業についても、独占資本の収奪と圧迫を

排し、沿岸小漁民の生産振興と生活の向上を期するとともに、日本漁業の中核である中小沖合漁業の発展をはかることが、社会党政策の目である。このため、わが党は沿岸漁業振興法、水産業改良助長法及び魚価安定法をもって、自民党政府の水産行政と対決する。

◎「農業基本法」を制定し、農業発展の長期計画を確立し、その計画にもとづき、国の責任において農業生産力の飛躍的発展と、農民所得と都市労働者所得との所得の均衡を実現する。

○農産物の価格安定、農業用資材の価格引下げ農産物に対する貿易自由化反対。余剰農産物輸入反対。高率輸入関税による国内農業保護

1

2 米の統制撤廃反対。農民には生産費および所得を補償する米価、消費者には生活安定米価、二重米価制度の堅持。配給制度を合理化して増産分は配給増加へ。

3

生産者麦価引下げ反対。まず畑作振興に予算を、消費者麦価引上げ反対

4

現行酪農振興法を改善統合して、「牛乳法」を制定し、農家の乳牛導入、多頭飼育、牛乳コストひき下げをはかるとともに、原料入価の最低保障。牛乳、乳製品価格の中间経費の節約。学校給食、職場飲用による牛乳需要の増大。国民食生活の改善をはかる。

5

「農産物価格安定法」を改正し、農産物価格支払制度の強化拡充。中央、地方卸売市場制度の抜本的改正、農民も参加して農産物需給計画の樹立、農産物輸送の強化、包装改善、農協共販、加工貯蔵施設の拡充を促進して、果樹、蔬菜、特產物、畜産物等の価格安定。農産物加工部門への大資本の進出排除。果実、果汁の学校給食実施による消費拡大。

6 蘭糸価格安定法の強化、乾蘭共同保管への融資、生糸輸出振興による蘭糸価格の安定。

老朽桑園改善に国家助成

7 たばこ専売法の根本的改正によるたばこ耕作農の権利保障、たばこ耕作面積の減反対、たばこ耕作組合法の民主的改正

理化して肥料国内価格の引下げ、  
改悪に反対し肥料、農薬、農機具等生産  
資材の値下げ。

9  
「飼料需給安定法」を改正し、輸入飼料、国産飼料の国家管理による価格引下げ。飼料品質検査の強化で不良品の追放

○零細農家の経営向上、農村から貧乏と潜在失業者の一掃

1 「農家負債整理法」を制定し、連年災害農家・不振開拓農家等の固定債務を五年間無利子据置きして長期低利資金に供換える。

農林漁業金融公庫への政府出資による資金量の増大と利子ひき下げ、とくに自作農維持創設資金の枠の拡大と手續きの簡素化。

## まじめ反対

野、未墾地の解放と草地利用の促進で  
農と有畜農業の振興

機会があたる。二地の仕事の保障を、林労働者の組織化と労働条件の近代化、雇用の拡大

○農業近代化促進、青年に希望のもてる農業を。

1 農林予算の増額、重点的農業投資による生産基盤の強化。土地改良事業の工事期間短縮による効果促進、国営、県営、団体営の工事進度の統一、不振土地改

3 全国的国土調査と土地利用区分にも  
づく農用地の倍増と山林利用の民主化。  
森林資源培養、造林の奨励助成。農業  
利施設の近代化と管理の民主化

農業法人化の動きを積極的に協同化へ

(一) 水質二法案の改正により漁場の汚濁・荒廃を根絶する。また臨海地域埋立に伴なう沿岸漁業振興法の制定により、全額負担による増殖、ふ化事業の推進及び漁業の協同化を促進する。また、沿岸漁業振興事業基金百億円を公庫に繰り入れ、沿岸振興事業に対する低利金融の道を開く

(二) 水質二法案の改正により漁場の汚濁・荒廃を根絶する。また臨海地域埋立に伴なう沿岸漁業振興法の制定により、全額負担による増殖、ふ化事業の推進及び漁業の協同化を促進する。また、沿岸漁業振興事業基金百億円を公庫に繰り入れ、沿岸振興事業に対する低利金融の道を開く

(三) 漁業権については小漁民的利用を確保し、原則として漁協に免許する

(四) 農業サービス・センターを設置して、機械化、協同化への積極的援助。農民の創意を生かした近代的農業経営への前進千億円を農業近代化のために農村へ還元利用

○ 農民の團結を強め農村民主化を推進。農村の生活文化水準の向上

1 農民の團結権、団体交渉権の保障、農民組合法の制定

2 農業共済制度の公営化促進、事務費、賦課金の全額国庫負担、共同防除の促進

3 農業事業税の復活反対、農用固定資産の評価引下げと免税点ひき上げ、農業所得税に専従者控除、とくに農家の公課諸負担のひき下げ。

4 農村の住宅改善、生活改善の積極的推進。教育、衛生、文化施設の拡充、環境整備の促進により、都市と農村の文化水准の格差を解消する。

(水産)

(1) 沿岸漁業の振興……画期的な保護政策の採用による沿岸漁業の振興と漁民生活の向上をはかる。

漁場の民主的管理の実現

他漁場喪失対策の確立と漁民の生活権の確保をはかる

(b) 水産業改良助長法を制定し、国の資金による改良普及事業の推進をはかる

2 沖合中小漁業の発展……過当競争による經營の不安定を改善するため次の政策をとる。

(1) 増産偏重政策から経営の安定政策への転かんを期し、経営の近代化、過剰操業力の抑制をはかる

(2) 沖合漁場は原則として中小資本の漁場として確保、巨大資本の沖合漁場への進出を抑制する

(3) 大資本本位の許可制度のは正、制度金融の公正な運用により階級格差の縮少をはかる

3 國際漁業の發展……國際漁業の恒常的な發展をはかるため、関係諸国と、平等互恵、資源保護、紛争防止の立場に立つ漁業協定を締結し、協定漁業を推進する。

(1) 日米加漁業条約を改訂し、現行禁止ラインを撤廃し、西経七五度以東の海域で、サケ・マスなどの漁獲が行ないうるようにする

(2) 日ソ漁業交渉に備え調査研究事業の画期的な充実をはかり、科学的基礎にもとづいて有利な交渉が行なえるようにする。また、日ソ平和条約の早期締結による北洋近海における安全操業の実現を期する

(4) 中国敵視政策の放棄、日中友好關係の樹立による日中漁業問題の解決をはかる  
(2) 李ラインの撤廃と抑留船員・漁船の即時帰還

(b) 公社組織による海外漁業開発機構を設立し、関係諸国との漁業提携を促進する

4 漁業労働者の労働条件並びに生活向上年間就労の確立と雇傭の近代化

(1) 賃金制度の改善（全額歩合制を廃し、不漁のときでも生活できる最低保証給『最賃』制の確立）と賃金の増額をはかる  
(2) 労働保護法規の改善（労働時間、休日有給休暇制等に対する除外規定の廃止）と適用範囲の拡大をはかる

5 漁村二、三男と婦女子に対する仕事と生活の保障、転業のための職業教育の実施

6 漁村漁民に対する社会保障制度の拡充と社

会福祉制度の充実  
貿易自由化による鮮魚、韓國のり、魚粉の輸入反対

8 流通機構の整備と魚価安定法の制定による大漁貧乏の根絶をはかる。

(1) 魚価安定法の制定による魚価の安定と独占漁業による漁獲物価格（独占価格）の抑制

(2) 主要な生産地及び消費都市における卸売市場を国又は地方公共団体の管理の下に置き、市場手数料の引下げ、價格の通報公開を行なう

(3) 主要な生産地及び消費都市に国又は公営による保藏施設を整備する

(4) 加工事業の振興、農村市場の開拓をはかる

(b) 輸送対策を強化し、運賃の低減、冷凍車輛の充実、自動車網の拡充をはかる

9 漁業共済制度を改め、現行の生産費一部償方式から所得補償方式に切り替え、掛金の大幅引下げ、補償限度引上げ、加入資格の緩和、国による再保険、事務費の全額国庫負担、無事戻制の実現をはかる。

10 漁港修築予算の大巾増額とその重点実施によって漁港整備計画の早期完成をはかる。また、整備計画に組み入れられていない船溜り、避難港の整備拡充をはかる。

11 米軍、自衛隊による軍事基地、演習場の撤廃による利用漁場の拡大  
海洋における核実験反対。

## 第八 中小企業

大資本偏重の経済政策を改め、經濟の二重構造を是正して、中小企業へのしわよせを排除する。貿易自由化のまえに、中小企業が低賃金にたよらず、対外競争に耐えるよう、その体質改善策を優先せしめる。中小企業に対し、從来の保護から、一步前進して、協同化、近代化を支柱とする積極的な振興へ政策の基本的な転換をはかる。中小企業における階層分化に注目し、とくに零細企業経営の安定と發展に重点を置く。  
(1) 中小企業金融を飛躍的に拡大し、ヤミ金融を一掃する。  
(2) 中小企業金融機関への財政投融資額およ

び、支所数を倍増する。

種員外規制を強化する。

- (1) 国民金融公庫の貸付額二、〇〇〇億へ  
 (2) 商工中金へ政府出資一〇〇億で、公庫な  
 み（年九分三厘）に金利を引下げる。

- (1) 中小企業金融公庫の直接貸付比率を拡大  
 する。  
 (2) 零細企業に対する金融の特別枠を設け、  
 年六分五厘の特別金利を適用する。当面、  
 国民金融公庫から実施する。

- (1) 設備近代化資金を五〇億に増額し、国の  
 負担を三分の二とする。  
 (2) 「国民質庫」（仮称）を創設し、動産を  
 担保とする小口金融を行なわしむる。

- (1) 中小企業の減税と税制の簡素化、徴税の民  
 主化を実現する。

- (1) 年所得三十七万円までの事業には課税し  
 ない。  
 (2) 事業税を徹廃する。当面、年所得一〇〇  
 万円までの勤労性事業を対象とする。

- (1) 大企業に対する租税特別措置を整理し、  
 累進課税による合理的な税体系に再編す  
 る。

- (1) 個人企業に、事業主給与および家族労働  
 報酬の自家労賃を認める。

- (1) 中小企業に特別耐用年数を設定し、耐用  
 年数を短縮する。

- (1) 徴税の民主化を促進するため、紛争処理  
 機関を整備する。  
 (2) 大企業の不当独占を排除し、中小企業に販  
 路を確保する。  
 (1) 独占禁止法を強化し、少数大企業による  
 不当な価格維持措置を規制する。  
 (2) 中小企業に適正な産業分野を確保して、  
 大企業の進出を抑制する。  
 (1) 官公需の二割を中小企業に確保する。  
 (2) 百貨店、スーパー、マーケットの不当な營  
 業行為を規制する。

- (1) 一般市中銀行の集中融資、選利融資を規  
 制する。  
 (1) 企業組合、協同組合の共同事業を積極的  
 に助成し、税制上の特別措置を講ずる。  
 (2) 商工組合の設立事務を簡素、迅速化し、  
 組合の自主性強化の目的にそつて、法定業  
 業

(1) 下請企業に団体交渉権を付与し、かつ最  
 低下請代金を保障する。（別項「下請関係  
 基本法案要綱」参照）

- (1) 街路灯料金の軽減をはかる。  
 (2) 中小企業の集団工業地域を造成するた  
 め、必要な法的措置を講ずる。

- (1) 福祉厚生施設を拡大し、中小企業に労働力  
 を確保する。  
 (2) 従業員五人未満の事業所に（健康保険、  
 厚生年金、労災保険、失業保険）を全面的  
 に実施する。

- (1) 国は中小企業労働者の集団住宅、合同宿  
 舍を各都道府県に建設する。

- (1) 中小企業が協同または個々で行なう福祉  
 施設の建設には、長期低利の資金を融  
 資する。

- (1) 「国民職業学校」（仮称）を創設し、中  
 小企業労働者に、全額国庫負担による指導  
 養成ならびに一般社会教育を実施する。  
 (2) 中小企業経営の体質改善めざす診断、指導  
 機構を整備拡充する。

- (1) 全額国庫負担による中小企業センターを  
 各地に設置し、大量の診断、指導員を配置  
 して、中小企業の経営ならびに技術の近代  
 化を促進し、その体質と改善をはかる。

- (1) 「国民職業学校」（仮称）を創設し、中  
 小企業労働者に、全額国庫負担による指導  
 養成ならびに一般社会教育を実施する。  
 (2) 中小企業経営の体質改善めざす診断、指導  
 機構を整備拡充する。

- (1) 全額国庫負担による中小企業センターを  
 各地に設置し、大量の診断、指導員を配置  
 して、中小企業の経営ならびに技術の近代  
 化を促進し、その体質と改善をはかる。

## 第九 文 教

教育行政の中央集権化、教員の身分と政治活動の束縛、勤評の実施と管理職手当の支給、社会教育に対する国家統制、さらには学習指導要領および教育課程の改悪等これら一連の保守党政権下における反動文教政策に対しわが党は強く反対する。

わが党的教育目標は、日本憲法ならびに教育基本法の精神にのっとり、新しい日本の民主教育を確立することにある。そのため当面の対策としては、勤評、管理職手当支給、国定教科書制度の復活、教育課程の改悪、社会教育の国家統制、教員組合弾圧などを阻止するとともに、義務教育無償の原則を拡充して、教育費に対しる父兄負担の軽減と教育の向上をはからねばならない。

## 一、小・中学校関係

- 1 義務教育費の大巾国庫負担による父兄負担の文輕減。
  - 2 つめ込授業の解消、一学級四十人編成の実現、教職員の定数確保と待遇改善。
  - 3 国の補助率引上げによる校舎増改築の促進。
  - 4 小中学校全児童生徒に教科書然償配布
  - 5 国定教科書に反対、民主的教科書検定制度の確立。
  - 6 学校給食の完全実施と栄養士の全校配置。
  - 7 養護教諭の義務配置と児童災害補償制度の実現。
  - 8 長期欠席、未就学児童生徒一掃のため就学保証と指導の徹底。
  - 9 へき地教員住宅、児童生徒宿舎の建設とへき地手当の完全実施、無電燈校の解消。
  - 10 盲、ろう、精薄、肢体不自由児など特殊教育の振興。
  - 11 教育行政の官僚化排撃と権力支配排除、教育委員の公選制復活。
  - 12 教職員の勤務評定反対、教職員組合の彈圧排除、教職員の労働条件改善。
  - 13 「修身科」の復活反対、道徳教育は全教科、全教育活動を通じて実施。
- 2、高校・大学関係
  - 1 定時制高校教育、通信教育の充実。
  - 2 学区制、男女共学制の堅持と高校の充実。
  - 3 理工科系の拡充と科学技術教育の振興。
  - 4 奨学制度の充実、大幅な貸与月額の引上げと奨学生の拡大。
  - 5 大学教官の研究費、研究旅費の大幅増額。
  - 6 大学都市集中排除と大学の格差一掃。
  - 7 私学振興法改正による私学の民主化、国補助の強化、施設・設備の充実、授業料値上げ反対。
  - 8 教員養成制度の改善。
  - 9 留学生、教授の渡航。交換の簡素化による国際交流の推進。国費による東南アジア留学生の拡充。
  - 10 社会教育に対する国家、政党等の不当な介入統制の排除。
  - 11 頽廃・不良出版物、映画、演劇の一掃、明るい教育、社会環境の形成。

## 二、国民文化会館、国立劇場、児童映画館の新設

- 3 国民文化会館、国立劇場、児童映画館の新設。
  - 4 公民館、移動映画、巡回文庫の普及拡充による農、漁村、へき地文化の振興。
  - 5 青年学級の拡充による生産技術、職業教育の普及。職業学校制の確立。
  - 6 重要文化財、天然記念物の修理と保存の徹底。
  - 7 明朗国民スポーツの育成振興。
- 三、社会保障
  - 1 抱出年金を次の通り改善する。
    - (1) 定額保険料を止めて所得比例方式をとり均等割、資産割、所得割により保険料を徴収する。
      - (イ) 保険料の免除制度を完全有効なものとし、その範囲を広げるとともに所得の低い人については保険料の減額を行なう。
      - (ロ) 老令年金の支給開始年令を六〇才とする。なお本人の希望により五五才より減額する。支給が出来る措置を講ずる。
      - (ハ) 給付額は三五年抱出を基準とし、一人月額七千円年八万四千円を最低支給する。
      - (ホ) 保険料を一〇年以上かけられなくとも抱出年金の対象とし、老後は月七千円を支給する。
    - (2) 障害年金については身体障害者の範囲を三級まで拡大し、かつ内科疾患による障害、精神障害、被爆による障害者まで含める。
      - (ア) 三年間保険料を掛けなくとも、事故の場合は障害年金がもらえるようにする。
      - (イ) 給付額を一級八万四千円（月七千円）、二級六万三千円（月五千二百五十円）、三級四万二千円（月三千五百円）とする。
      - (リ) 遺児年金や寡婦年金などで制度の欠陥をゴマかさず、根本的に遺族年金として整備する。

充実する。

(ス) 遺児年金、寡婦年金は老令年金の半額、子一人につき一万四千四百円の加給とする。

(ハ) 病身の夫が妻の勤労支入によつて生計を維持していた場合、遺族として、父子年金、か夫年金を支給する。

2 福祉年金を次の通り改善する。

(イ) 老令年金の支給開始を六〇才とし、支給額を六〇才より千円、六五才より一千円、七〇才より三千円とする。

(ロ) 障害福祉年金の範囲を三級まで拡大し、さらに内科障害、精神障害および被爆による障害を含める。

(ハ) 母子福祉年金の範囲を拡大し、生別世帯準母子世帯までひろげる。

(ニ) 障害および母子福祉年金の所得制限を緩和する。

(ホ) 障害福祉年金の支給額は一級四万八千円（月四千円）、二級三万六千円（月三千円）、三級一万四千円（月二千円）とする。

(ヘ) 母子福祉年金の支給額を三万六千円（月三千円）とし、子一人につき七千二百円の加算をする。

### 3 労働者年金

(イ) 現行の各種公的年金制度を整備統合するため、全ての労働者に労働年金を支給し、その額は最低月一万二百五十円とする。

(ロ) 現行共済制度のうち一部のものは、その既得権を認め、労働者年金には新規採用者より加入するものとする。

4 国民年金の基本年金額八万四千円をもとにして各種年金を改善し、通算調整をおこなう。将来は各種年金の統合一元化をはかる。

5 物価の変動に応じて給付額はスライドする。

6 保険料積立金の運用を民主化するため、労者代表の参加する監督機関を設ける。

### 二、医療保障

1 現行健康保険法を改正する。

(1) 五人未満事業所の従業員を強制適用する。

(12)

① 五人未満事業所事業主負担率は当分の間現行の事業主負担率の二分の一を軽減し軽減分については国の負担をもってこれに充てる。

(2) 被保険者の初診料、入院料の一部負担は全廃する。

(3) 被扶養者の医療費一部負担は全廃を目指すに当面七割給付を行う。

(4) 医療給付は医学医術の進歩に伴う内容で、制限医療規格診療を排する。

(5) 差額徴収は認めない。

(6) 予防給付、後保護給付、出産給付を新たに加える。

(7) 予防給付は予防薬の配付、健康診断等を行いう。

(8) 出産給付は被保険者、衛扶養者に夫々全額給付を行いう。分べん費給付はこれを排する。

(9) 傷病手当金を引き上げ、支給期間を延長する。

(10) 国庫負担は保険給付の二割とする。

(11) 出産手当金、哺育手当金、埋葬料を増額する。

(12) 傷病手当金を引き上げ、支給期間を延長する。

(13) 予防給付後、保護給付、出産給付を新たに加える。

(14) 医療給付は全額給付を目途として、当面七割給付を行う。

(15) 医療給付は医学医術の進歩に伴う内容で制限医療、規格診療を排する。

(16) 予防給付後、保護給付、出産給付を新たに加える。

(17) 傷病手当金、出産手当金、哺育手当金制度を義務制度として加える。

(18) 国庫補助は保険給付の四割とする。

(19) (結核給付については後述の結核医療法により全額国庫負担となるので結核五割補助となる)

(20) 適用範囲を拡大する。又現行法でござい適用になつてゐる部面についてはこれを法的適用にする。

(21) 給付の条件を緩和する。

(1) 山林労働者、付添婦等に適用する。

(2) 医療給付期間は健康保険に準ずる。

(3) 事故発生の二ヶ月間に二十八日以上成る。

いは六ヶ月間に六十日以上の保険料を納入することを条件とする。

傷病手当金は当面九十日間支給する。

(5) (4) 予防給付、後保護給付、出産給付を新たに加える。

(6) 出産手当金は当面九十日間支給する。

(7) (8) 哺育手当金、配偶者手当金制度を創設し六ヵ月間支給する。

国庫負担は五割に引上げる。

4 結核については結核医療法を制定し、予防、治療、後保護に至る一貫した対策をたて、全額国費をもって根絶をはかる。

(1) 予防（結核予防法を改正する）

① 保健所を拡充増設する。

② 保健所勤務医師、技術職員の充実と給与の大改改善を行う。

③ 公私医療機関を動員して啓蒙宣伝活動を盛んにするとともに、予防検診に実効あらしめるための措置を講ずる。

④ 結核専門のケース・ワーカー及び保険婦等を多数養成する。

5 医療（結核医療法を立法する）

① 全額国費をもって行う。

② 病床を増設し、その合理的運営をはかる。

③ 結核医療関係者の待遇を改善する。

④ 後保護（結核医療法を立法し身体障害者雇用促進法を改善する）

⑤ 公私後保護施設を増設し、施設及び運営の充実をはかる。

⑥ 回復者の就職対策等、社会復帰を強力に推進する。

けいはいその他の塵はい病、外障害性せきずい風土病、精神病、精神薄弱者及び重度の身体障害者に関する医療費は全額国庫負担とし、結核対策に準じて行う。

6 医療機関の配置は公私の機関を同一にとり扱い、その適正配置の措置を強化する。

(1) 無医地区の解消を図り併せて機関の機動化および人員の交流をはかる。

(2) 無医地区解消に応ずる私的医療機関には補助を行う等適切な措置を講ずる。

(3) 不良環境地区にはとくに医療施設を設置する。

7 現行医療保険制度において各制度とも傷病手当金、出産手当金、哺育手当金を必ず給付する。

(1) 傷病手当金の給付は全国一律最低賃金八千円の実現と相俟つて、月額最低七千円を目指す。

(2) 健保、船保については標準報酬月額のうち九千円未満の部分については八割を支給し、給付額の改善をはかる。

(3) 国保については主たる生計の維持者に対する傷病手当金を支給する。

(4) 日雇健保については八割程度に引き上げる。

(2) 傷病手当金の給付期間は原則として治癒するまでとする。

(3) 出産手当金の給付は傷病手当金と同一額とし、給付期間はすべて産前、産後夫々六週間以内とする。

(4) 哺育手当金及び配偶者哺育手当金の給付は夫々月六〇〇円とし給付期間は六ヶ月とする。

### 三、失業保障

1 現行失業保険法を改正する。

(1) 五人未満事業所従業員を強制適用する。

(2) 日雇に関する失業保険についてはその適用範囲を拡大し、待期日数について軽減する。

(3) 給付期間は原則として一ヶ年まで延長する。

(4) 給付率については標準報酬九千円未満の部分については八割まで引き上げる。

(5) 国庫負担の増額をはかる。

### 四、社会福祉対策

1 老人、母子、児童等の福祉施設を拡充する。

(1) 有料、無料の老人ホームを増設する。

(1) 老人福祉法を制定して老人ホームを増設する。

(2) 私立の老人ホームの建設については国は建設費の半額を補助する。

(3) 国立有料老人ホームは、社会党の国民年金制度の老令年金額との見合いにおいて入所できるようにする。

(4) 国立無料老人ホームは現行公約年金制

度の年金額を受給されない低所得者が入所できるようにする。

- (5) 老人ホームは、老人に相応した作業を行いうようにし、個人の収入の途を講ずる。

- (6) 老人療養ホームを設置し、老人の病人を収容する。

- (7) 老人クラブ等を推進するための措置を講ずる。

- (2) 児童センターを設置する。

- (1) 児童の健全なる育成のための教育、文化娯楽等の資料および児童相談所を兼備した施設とする。

- (2) 児童センターは児童遊園地を持ちセンターにはサークル指導員を配置する。

- (3) 保育所の現行保育料は全廃を目途に、漸次軽減する。更にその増設をはかる。

- (1) 保育所に関する必要な規定を母子福祉法を制定して条文化する。

- (2) 保育所入所希望者は全員入所せしめる。

- (3) 生活保護世帯母子世帯に対する保育料はこれを免除する。

- (4) パートタイムの保育が行えるようになる。

- (5) 保育所職員の待遇を改善する。

- (6) 国が推進する保育所は地域と中小企業の職場を中心に設置し、国費負担を大幅に増額する。

- (7) 婦人センターを増設する。

- (1) 母子福祉法を制定して母子対策の総合一元をはかり、婦人センターの設置を法文化する。

- (2) 婦人センターは、未亡人及び母子世帯の技能就得、職業補導、授産事業、これに伴う児童保育施設の設置、母子、婦人問題に関する相談、結婚相談、職業紹介、あつ旋等を行なう。

- (3) 婦人センターは各都市に一ヵ所設置することを目途に増設する。

- (4) 法律無料相談所等を設置する。

- (1) 法律相談だけでなく生活、身上相談等についても行なうようにする。

- (2) 裁判に関する弁護料については無料とする。

するための措置を講ずる。

- (6) リクリエーション施設を設置する。

- (1) 觀光地、保養地に低廉な公営の宿泊施設を設ける。

- (2) 青少年のための施設を各地に増設する。

- 2 低所得者の自立更生のため、金融制度、資金貸付制度を拡充する。

- (1) 公益質屋制度を小都市、農山漁村地区を重点として拡充する。

- (2) 母子福祉資金の貸付は総合的母子福祉対策（母子福祉法）の一環として有機的に運営し貸付資金の増額及び貸付額を増額する。

- (1) 資金は全額国庫負担とする。

- (2) 貸付額を大幅に引き上げ貸付条件を改善する。

- (3) 医療費貸付について長期短期にわけ償還についても適正な措置を講ずる。

- (3) 世帯厚生資金の貸付は現行制度に準じて行なが、貸付金額はこれを引き上げ母子福祉資金の貸付額と同額とする。

- (4) 資金の貸付については全て更正指導を行うよう措置をする。

- 3 家庭消費支出を軽減する措置を講ずるとともに、生活の合理化、近代化をはかる。

- (1) 低所得階層の多い地区に共同浴場、共同炊事場、共同使用の電気洗たく機を設置した共同洗たく場等を設け、併せて近代的家庭生活にマッチした共同炊事の推進をはかる。

- (2) 冠婚葬祭については公営化を進め、家庭支出の軽減に寄与する。

- (1) 新婚世帯については生活必需品の廉価購入を行えるよう措置する。

- (2) 結婚式は簡素化して低廉に挙式ができるようにする。

- (3) 葬儀は医療保険の葬祭給付に見合った葬式を営みうるようにする。

- (3) 電気、水道料金、ガス料金、交通料金等独占料金を軽減する。

- (1) 家庭電気料金及び水道料金を軽減する。

- (2) 街燈の電気料金は公費負担にするよう

に推進する。

- (3) 運賃値上げ、物価値上、その他日常生活に必要なものの値上げは行なわない。
- (4) たく地家賃統制令撤廃に反対し、土地、地代の値上げを行わない。

#### 4 環境衛生、公衆衛生を改善する。

- (1) 上下水道、簡易水道（共同電気吸いあげ井戸等を含む）を増設し、国庫補助を大幅に引上げる。
- (2) はえ、か、鼠等の徹底的撲滅をはかる。
- (3) 尿処理の公営化を促進し、その衛生的処理を併せ行なう。

#### 5 尿の処理は全て科学的処理方法を目指として推進し、漸次農村還元、不衛生処分を解消する。

- (2) 尿くみとり料金を軽減するよう規制し漸次公営化する。
- (3) 不良環境地区については、これを漸次整理して、低家賃鉄筋アパートへの住居移動を促進する。

#### 6 ① 低所得者のための住宅計画をたてる。

- ② 当面の措置としては、公的サービスとしての授産施設、診療室、理髪室、託児室等を備えた生活館、及び共同浴場、共同炊事場及び洗濯場、下水、排水路、街燈、遊び場等を設置する。
- ③ 生活改善指導員、家事援助婦等を配置する。

#### 5 娘産婦、乳児、児童に対する栄養改善と負担の軽減をはかる。

- (1) 娘産婦及び乳児に対し、牛乳、乳製品等の低額配給を行なう。
- ① 娘婦には産前六ヶ月間、牛乳、栄養剤等の低額配給を行なう。
- ② 産婦には産後六ヶ月間、乳製品栄養剤等の低額配給を行なう。
- ③ 乳児には一年間、牛乳、乳製品等の低額配給を行なう。
- ④ 右の措置は配給公団等の設置を考慮する。
- (2) 小、中学校の児童に対しても、完全給食、給乳を実施する。

#### 6 資質の向上と家庭生活の向上をはかる。

(1) 家族計画のための器具、薬品の廉価、無料配布制度を強化する。

- ① 家族計画のための器具、薬品の廉価、無料配布制度を強化する。
- ② 受胎調節指導員の待遇を改善し、普及のため機動をもたせる。
- ③ 普及のための民間団体に対しては国が積極的に協力する。

#### 五、公的扶助対策

##### 1 現行生活保護法の名称を改め生活保障法とする。

- (1) 生活保障法にもとづく保護は生活に困窮するものが、左の項目以下の利用しうる資産、能力を生活維持のために活用することを要件として行なわれる。
- (2) 国民の慣習として認められるもの
- (3) 将来の自立に必要と認められる最低限度のもの

扶養の義務は生活保持義務者（夫婦及び十六才未満の子）の範囲に限る。

- (1) 義務教育以上の教育をうけていても、それを条件に扶助が行なわれないよう措置する。
- (2) 在籍基準は、民主的に構成された機関（生活保障基準審議会——仮称）の答申に基いて決定し国会が承認する。

#### 3 現行の保護基準を引上る。

- (1) 基準額については、被保護者の健康を維持し、かつ一定の社会的文化的必要経費を加味する。
- (2) 一般の生活者として更生しうる途を講ずる。（被保護者の別途収入については現行のように全額差し引きしないようなクッションを設けること等）
- (3) 地域差は各地域の生活の実態に即してすみやかにその差を縮める。
- (4) 医療扶助を新設する。
- (1) 入退所基準を緩和する。
- (2) 扶助加算額を増額する。

#### 4 一、五〇〇円支給する。

- 入院患者、在宅患者の加算として夫々月

おこなう。

- (1) 最高基準を引き上げる。  
(2) 第二種公営住宅の家賃およびこれに準ずるものについては全額扶助を行なう。

- 教育扶助を次のように改善する。

- (1) 教育扶助は実費支給を原則とする。

- 教科書、副読本、辞書等の学用品、通学用品、学校給食費、PTA会費、教育に必要な交通費及び課外教育費、旅行費用については実費とする。

- (2) 現行基準額を引き上げる。

- 出産扶助は助産券をだすようにして、その他必要経費について実費を支給する。

- 生業扶助の金額を引き上げる。

- (1) 仕事につこうとする場合は一件につき一

万円。

- (2) 技術をならう場合は一ヶ年二万円。

- (3) 右のための交通費は実費とする。

- (4) 就労のために必要なものについては実費とする。

- かん婚葬祭扶助を次のように改善する。

- (1) 結婚に必要な扶助をおこなう。

- (2) 保護に関する不服申し立てを裁定する苦情

- 処理機関を設ける。

- (1) 中央、地方に設け、地方は福祉事務所の所管区単位とする。

- (2) 被保護代表、公益代表をふくめて民主的に構成する。

## 六、住宅

- 1 二百三十万戸の不足戸数を解消するため、年間五十五万戸以上の住宅を建設する。

- 2 勤労者用公営低家賃のアパートを年間十万戸以上建設する。

- 3 現在の公営住宅第一種第二種住宅の区分を廃止し、入居の機会を均等にする。

- 4 大都市には高層併存公営住宅（下駄バキ住宅）を建設し、宅地難の解決と都市通勤時間の短縮をはかる。

- 5 中小企業労働者のための産業住宅建設に国庫補助、農村住宅改善に公庫融資を行う。

- 6 不良住宅地区に居住者全員収容の低家賃アパートを建設し、スマム街を一掃する。

- 7 住宅団地に託児所、遊園地、電話施設等の

附帯施設を併置し文化性を高める。

- 8 地代、家賃の値上がりを抑え、値下げをはかる。

- 9 建設資材の計画的生産ならびに建築方式の改善合理化より建設コストの低下をはかる。

- 10 「住宅基本法」を制定し、宅地開発公社による積極的な宅地造成、宅地取引秩序の正常化を進め、宅地需給の緩和と地価抑制をはかる。

- 11 住宅建設関係の行政機構（公営住宅—建設省・地方自治体・住宅金融公庫・住宅公團、公務員住宅—各省、厚生年金住宅—厚生省、入植者住宅—農林省等）を一元化し、その能率化をはかる。

## 第十一 地方自治の確立と地方財政の健全化

### 一、地方自治の確立

- 1 道州制（地方制）、知事官選に反対。

- 2 中央、地方の事業、事務の再配分、新市町村建設促進を通じて、地方自治体の規模の適正をはかる。

- 3 ファンシヨ的警察制度に反対。自治警の充実と警察の民主化。

- 4 消防財源の強化と組織の近代化。

### 二、地方財政の健全化

- 1 中央、地方を通ずる税財源の再配分による実と警察の民主化。

- 2 未開発後進地域の行政水準引上げのため、に、特別措置を講ずる。

- 3 自治体福祉行政の推進のための財源の確保

- 4 寄附金、負担金等の税外負担の解消。

- 5 地方公営企業の拡充、強化。

- 6 地方債のワクの拡大と、償還期限の延長と利子の引下げを行う。

- 7 国庫補助事業に対する国庫補助率を引上げ

- 8 交付税率とタバコ消費税率をそれぞれ三〇%に引上げる。

- 9 給与改訂、昇給昇格の完全実施を行う。

## 第十二 行政機構

- 以上のようないわゆる平和経済建設と国民福祉を中心とする社会党政府の施策を実現するためには、

これに見合う抜本的な行政運営機構を推進せねばならない。

一、官僚的中央集権化を排除し、民主的な行政運営機構に改める。

1 各省庁間の割拠主義を排除し、行政の能率と効果を上げる。

2 官僚化を防止し、中央および地方行政の実態を国民に公開させるための監視体制を確立する。

3 地方自治を擁護し、その強化をはかる。

二 防衛庁を廃止し、民主的警備組織と自治体警察の確立をはかる。

三 経済企画省の設置・経済の計画化を推進するため、経済企画庁を拡大する。

四 国土開発省の設置・建設省を中心とし、農林運輸両省の関係部門を統合して国土開発省を設置し、国土総合開発を計画的、大規模、効率的に行なう。

五 平和国土建設隊・自衛隊の縮減と併行して国土開発省の下に「平和国土建設隊」を設

け、各開発区および都道府県に配置する。

六 社会保障省の設置・社会保障行政の一元化をはかるため、厚生省を中心として、社会保障省を設置する。

七 動力省の設置・エネルギー行政の一元化をはかるため、通産省のエネルギー行政部門を分離し、動力省を設置する。

八 科学技術省の設置・科学技術庁を拡大、強化するため、科学技術省を設置する。特許庁はこれに吸収する。

九 交通省の設置・一元的交通行政の実施のため、関係行政機関を統合して、交通省を設置する。

十 公安調査庁の廃止

十一 公社、公団の運営の民主化と監査の強化を行なう。

十二 監査機構・会計検査院、行政管理庁、各省内部監査等の関係を整理し、腐敗政治の一掃をはかる。

## 二、選挙スローガン(案)

### (政 治)

#### 洞ヶ峠の民社党

- 独立と平和は不平等条約の改廃から
- 沖縄の同胞を基地政治の圧迫から守れ
- 憲法改悪反対 夫と子を再び戦場にやるな
- 派閥の池田内閣が国民の社会党政権か
- 悪質選挙違反を厳罰し、正しい政治の芽を伸ばせ
- 憲法を守れ、明るい時代
- 憲法を守る社会党を第一党に
- 待合で派閥會議の自民党、明るい政治は社会党
- 暴力と戦争なくす社会党、貧乏、汚職、暴力を育てた自民党
- 平和的社会党、戦争の自民党、どちらでもよい民社党
- 多数独裁の自民党、議会政治を守る社会党
- 警棒と暴力団の自民党、青年婦人の社会党
- 平和の社会党、戦争の自民党、どちらでもよい民社党
- 金主主義をやめて民主主義へ
- 警察にまもられる政府より民衆にまもられる議会政治か
- 金権、汚職の自民党、清い政治は社会党
- 譲憲、民主、平和の政権樹立のためにあなたもわたしも社会党へ
- あなたの一票大切に、譲憲、中立の社会党へ
- 票一票つみあげて、譲憲中立の社会党政権を立てる
- あなたの一票大切に、譲憲、中立の社会党へ
- 金権、汚職の自民党、清い政治は社会党
- 金権を背景とする多数独裁か、憲法をまもれる議会政治か
- 金で買収の選挙からは金で動く政治がうま
- 警察にまもられる政府より民衆にまもられる議会政治へ

一九六〇・八・一六



- 働く者の権利を守る社会党、警棒の雨を降らせる自民党
- 安全操業国富ます
- 臨時工、社外工に差別をするな
- 職業病、終生保障の社会党
- (農林、漁業)
- 安い肥料と引合う米価
- 畑作農産物に価格支持制度を
- 国有林を農民に利用させよ
- 新時代の農業に新技术の研究普及を
- 自由化で農業つぶす自民党、農業のおくれをもどす社会党
- 酪農の振興は社会党の手で
- 農地とり上げ反対、土地は働く農民に
- 農民きりすて反対、サービス・センターと協同化で農業の近代化を
- 米の統制撤廃反対。生産費と所得補償の米価を
- 米麦、農産物の値段は、月給取りなみの計算で決めましょう
- 農民の所得を労働者なみへ、農民の権利も労働者なみへ
- 農民の手間を月給取りなみに上げましょう
- 農民の働きを月給取りなみに
- 農民も労働者も中小企業者も一人八千円より安い給金はないことにしましょう
- 社会党の農業基本法で明るい農村を
- 法人化と共同化で農村に希望を
- 社会党の手で若い女性に魅力のある農村を喜んで嫁のくる農村は社会党の手で
- みんなが牛乳、食後に果物は社会党の手で農林予算ふやす社会党、再軍備費ふやす自民党
- 山村に仕事と社会保障を
- 引き合う米価と安い農薬
- 掛金安く国費をふやし所得補償の共済制度へ
- 農業サービス・センターで農業に技術革新を
- 機械化、共同化で老いた父母を重労働から解放しよう
- 掛金なしで、農業の災害は国のお金でみてやることにしましょう
- 農産物の価格は農民にきめさせよ
- 農民のためた農協資金は農民へ貸出せ掠奪漁業から耕す漁業へ
- 大資本は沿岸へ手を出すな
- 漁業権は漁協へ、漁民の共同で漁協自営の漁業を
- 魚価安定法の制定で大漁貧乏解消へ
- 全額国費で沿岸属植農山漁村に安い資金を
- 漁業労働者にも最低賃金を
- (中小企業)
- 労働者、農民のふところ肥やして、商売繁盛
- 中小企業労働者にすべての社会保険を
- 大企業は中小企業の領分へ手を出すな
- 百貨店、スーパーマーケットから商店を守ろう
- 中小企業労働者にすべての社会保険を
- 自由化の嵐から中小企業をまもれ
- 経済破たんを中小企業にしわ寄せするな
- 下請企業に最低下請代金の保障を
- 店舗共同化と近代化に政府の特別融資を
- (社会保障)
- ロックカードか、国民年金か
- おばあさん、おじいさん長生きしましょう
- 社会党
- 国の負担で喰える年金を
- 障害者には手厚い年金を
- 年金支給は六〇才から
- 途中でやめても損のない年金を
- 掛金安く掛捨て止めろ
- 物価にスライドした年金を
- 積立金は国民生活の向上と福祉へ
- ゴマカシ年金全面改正、いまのままではちよっと待て
- 老人に年金を、若人に職場を
- 年金を貰って楽しい老後
- 母と子の暮らしを守る社会党
- 母子年金で明るい家庭
- 青年に職と希望を、老人に年金で想いを
- 厚生年金を共済年金なみに



### 三、農業発展のための基本政策

一九六〇・八・一一

#### 一、保守政権の小農切りすて政策

自民党的農政の方向は、三割農政から小農切り捨て政策に向っている。農林漁業基本問題調査会の答申、經濟白書、政府の発表した意見は(1)農産物についても貿易自由化の基本線を容認している。

(2) 従来の増産政策から構造政策即ち、零細兼業農家の離農を奨励し、一町五反一「一町以上」の「自立經營」を育成し、毎年五〇万人程度の農業就業人口を他産業に転換させ、人減らしによって、所得をふやす、政策に転換しようとされている。

(3) 農業基本法の制定を回避したまま、零細農切り捨ての政策を進めようとしている。

これは、農業に対する従来の保護政策(三割農政)をも捨てて、資本主義のはげしい自由競争の中で弱小農家の整理淘汰と階層分化を進行させ、安い農産物と安い労働を得ようとする独占資本の要求である。

① この政策は農業を圧迫しているものが過剰就業人口だけではなく、(1)神代以来の農民搾取による劣悪な生産条件、(2)独占資本の支配する流通機構の中で、高い生産資材を買わされ、農産物を安く売らなければならぬ取引条件、(3)大資本に比べて非常に高い金利、(4)不便で高価な農村の生活条件、などにあることを見逃している。このような独占資本の支配する激しい競争の経済環境の今まで自由化と離農政策を進めるならば、農業全体に対する圧迫となり、中農以上の農家の經營も困難となるであろう。

② 最近の経済成長に伴う非農業への転出は景気の後退局面を前にして安定性を持たないばかりか、中年層の労働力の移動の困難、中小企業の劣悪な労働条件、第三次産業の過剰な人口など、悪い条件が山積して

おり、この下での離農促進政策は農民を徒らにプロレタリア化させるものである。  
深刻な社会問題となつてゐる炭鉱離職者にすら新らしい職を保証できないとき、年に多量の農民を農業外に排出しようとするのは、農民首切り政策以外何物でもない。

#### 二、社会党の農業基本政策

党の農政基本方針は既に発表した「農業基本法草案」に示された通り

日本農業の発展を阻害している諸原因を取除き、生産の質と量を向上し、国民経済の発展に資するとともに、農民と他産業従事者の所得と生活の格差をなくし、都市と農村の差別を解消することであり、国は以上の目的実現のため責任をとり、長期の農業計画を樹立して各般の助成策を行なおうとするものである。これは農家に対する救済的保護政策ではなくして、独占資本支配の経済の二重構造を是正し、經營構造の共同化を推進し、就業人口構造の適正な配置により豊かな農村を建設する社会主義への途を進む積極的意義を有するものである。

われわれはこの基本方針に基づき自民党的農業軽視の政策と対決し、農業基本法を制定して次の諸政策の実現に努力する。

##### (1) 演習地より農用地を、大規模な国土開発で農用地拡大と耕地の整備

日本の国土総面積のうち耕地の割合は一五%、採草放牧地を含む農用地の割合は二三%にすぎない。わが国と地形の似ているイタリアでも耕地は四一%、イギリスの農用地は八一%である。  
しかも自民党政権は農用地をつぶして演習地やゴルフ場を拡げている。また、わが国のが耕地は一筆の平均面積五畝六歩という狭さで分散し、集団化を要する面積三百万町歩、排水不良の水田六二万町歩に取り農業の機械化(生産性向上)をさまたげてゐる。

社会党は大規模な国営工事で国土開発と土地改良事業を展開する。そして八ヵ年計画で、

- ① 百万町歩の耕地と二百万町歩の農用地を造成し、農用地利用率を三〇%に高める。
- ② 延べ六百万町歩に及ぶ要土地改良面積のうち、最低限七割までの事業を実施完成する。

- ③ 大規模工事の国営一貫作業と早期完工、

不振土地改良区の再建整備、農民負担の軽減、工事の厳正、維持管理費の国庫助成を実現する。

## (2) 青年に希望のもてる農業を、機械化

### 共同化で経営近代化を促進する

社会党は農民の創意が生んだ農業法人化の動きを育て、これを農業生産組合に発展させ、農家の自主性を尊重しつつ共同化による農業経営の近代化を促進する。

そして、八ヵ年計画により

- ① 全国六百万の農家を八〇万乃至百万の共同作業農家群（ないし農業生産組合）に協同化して、最低十町歩単位の農用地に機械化一貫作業体系による能率的農業が行なわれるようにする。
- ② 機械化によって浮いた労力を家畜共同飼育及び農畜産共同加工にまわし、経営の高度化を進める。
- ③ 全国八百ヵ所に農業サービス・センターを設置し、近代経営に応じた経営技術指導、生産組合の育成等を行なう。
- ④ 近代化のない手である農村青年のためには、技術研究の機会を拡充し、新しい技術と経営能力を身につけた新時代の経営者に育てる。

## (3) 零細經營を発展的解消すべての農民

### に完全就業と所得向上をもたらす

社会党は中小農家、零細農家の経営安定と生活向上を農政の中心とする。このため八ヵ年計画により、

- ① 大規模な国土開発事業をおこし、当面仕事を求める農民に完全就業の機会をあたえる。
- ② 農耕用地三百万町歩の造成、固定債務の棚上げ、長期低利融資、家畜貸付制度によ

る有畜化等で経営の安定をはかる。

- ③ 経営と家計を分離して共同化による零細經營の発展的解消をはかる。すなわち、家族の一人は農業生産組合で働く、一人は工場に勤める近代的家庭に発展させ、不安定な兼業家族から脱皮させる。
- ④ 工業適正配置、農村工業振興、商業運輸部門の発展を進め他産業就業の安定と拡大をはかる。

- ⑤ かくして、農産加工を含む農業就業人口一、四〇〇万人、他産業への吸收二〇〇万人による完全雇用を達成し、老人、婦人、少年労働の軽減、農休日制度の実現をはかる。

## (4) 自由化よりも生産構造の強化、生産費と所得を補償する価格支持制度の堅持

農産物の自由化は、日本の農業を破壊する。しかるに、外米買付けの枠を予定量よりふやし、あるいは大豆の自由化に対抗する関税率の引上げに強く反対してきたのが、外ならぬ岸内閣当時の池田通産相であった。

社会党は農産物の自由化に反対する。そして西ドイツやイギリスが基本法によるグリーン・プランを進め、その間強い農業保護政策をとった如く、基本法を制定し農業発展長期計画を確立し、これが達成されるまで生産費と所得を保障する価格支持制度を強化する。

- ① 米の統制を堅持し、生産費所得補償の生産者米価と家計に見合う消費者米価との二重価格制をとり、長期発展計画による生産性の向上により二重価格の自然解消をはかる。
- ② 畜・大豆・かんしょ・ばれいしょ・なたね・繭・たばこ等の価格支持制度を強化する。

### 畑作振興・てん菜振興に重点をおき生産性の向上をはかる。

- ③ 農業物の自給度を高め、三千億円に及ぶ輸入農産物のうち、二千億円をへらして国内農民の所得をふやす。

## (5) 流通機構を改善し農産物価格の安定と農業用資材の値下げをはかる

わが国では農家が一合五円で売った牛乳を、消費者は三倍の一五円で買わされ、協同

組合の発達したデンマークの農民が手取り七割をこえるという例にくらべて余りにも差が大きい。畜産物、青果物等はこのように自民党的称賛する自由経済のもとで大きな中間搾取が行なわれている。

社会党は流通機構を改善して、農産物価格の安定、中間経費の節減をはかる。また独禁法改悪に反対して農業資材の値下げをはかる。このため、

- ① 全国主要地域に中央卸売市場、家畜市場、产地市場を設置完備し、機構を改革して公共性を強め生産者団体と市場の連絡、情報交換の機関を設けて需給の計画化を進め。
- ② 農協を民主化し事業規模を拡大し、大冷蔵庫、貯蔵倉庫、加工設備等を完備し、共販体制、出荷の自主調節による価格安定をはかる。
- ③ 輸送力の強化と計画化、包装改善、輸送費、包装費の節減をはかる。

- ④ 牛乳法、果樹法を制定し最低価格の保障、需給の計画化を進める。
- ⑤ 肥料工業の合理化を進め肥料価格を引下げる。
- ⑥ 飼料の国家管理、農薬、農機具の国営検査を行ない、品質向上と価格引下げをはかる。

#### (六) 大砲よりバターを、国民の生活を

##### 引上げ農産物の消費を伸ばす

現在日本の国民一人当たり、牛乳は一日僅か三勺、肉類は八グラム、卵は一週間に一個しか消費していない。イギリス、ドイツ、フランスの国民は牛乳は日本の十五倍、肉類は二〇倍、卵は三倍も消費している生活慣習の違いと片づけるにはその差は余りにも大きい。これこそ「貧乏人は麦を喰え」の考え方でバターより大砲をえらんだ自民党的政策のもとで、一千万人に及ぶボーダーライン層をはじめ、多数の低所得の国民が貧しい食生活に耐えている事実を示すものである。

社会党は最賃制と完全雇用の実現、中小企業の振興、社会保障の拡大等の政策により、低所得階層の生活を大幅に引上げ、酪農品、果実等の学校給食拡大、姪産婦、乳児への配

給制、職場、居住地集団消費の促進など生活改善運動を強力に進め、八ヵ年計画により、(1) 国民一人一日の食糧消費構造を現在の二、二〇〇カロリーから二、四五〇カロリー(西欧水準の八〇九〇%)にまで高める。

- ② この需要をみたすため、畜産、果樹、蔬菜を中心に戸農業生産を飛躍的に伸ばし、農民の所得向上をはかる。

#### (七) 防衛費をへらして農林予算の拡大を

##### 二千億円を国の利子補給で農村へ投資

社会党は防衛費をへらし農林予算を拡大する。農業への財政投融資をふやし、系統余裕金は国の利子補給で農村に還元する。新技術と新しい経営能力を身につけた新時代の農業経営者の抬頭は、国が責任をもつて農業に対する大規模な融資を行なうこと可能にするものである。

- ① 耕地百万町歩、農用地二百万町歩造成、延六三七万町歩のうち七割の土地改良事業に対し一兆六千億円の事業費を支出する。これは年間二千億円であり政府計画の三七年度分一、四二〇億円の四割増である。
- ② 農業生産組合の育成に一組合当たり二〇〇万円の資金を融資する。これは八〇万単位にたいし一兆六千億円であり、年間平均二千億円である。これは財政投融資資金、農協系統余裕金の活用によつて行なう。
- ③ 農業サービス・センターは一ヵ所二千万円の設置費とし、全国八百ヵ所を年間二〇億円の予算で八年間に完成する。
- ④ 市場の新增設整備、農産加工工場、貯蔵倉庫等への助成費等に年間百億円を支出する。

#### (八) 災害対策に大巾な国庫補助を農業共済制度の抜本改正で掛金を安く補償をふやす

わが国は毎年災害による農地壊滅が極めて多く、また作物災害に対する災害補償制度は、農家負担が多く補償は少なく、農民の不満をまねいている。

社会党は国土開発事業により根本的な治山治水対策を進め、災害を未然に防ぐとともに、災害復旧には国庫補助を大幅にふやし、改良復旧工事、小災害復旧をも国庫補助の対

象として、早期復旧をはかる。また農業共済制度を抜本的に改正し、農民の喜ぶ制度とする。このため

① 賦課金を全廃し掛金を安くして農民負担を軽減し、基準反収を引上げ、損害評価を自主的にして補償額をふやす。

② 米のみを強制加入とし、麦、なたね、大豆、果樹などを任意加入とする。任意加入のものにも国の再保険をつける。

③ 無事戻し制を確立し、三年無災害の場合一年分の掛金を払い戻す。病虫害の共同防除制度を確立し、これが完備されたとき病虫害を事故原因からはずす。

④ 組合事業の市町村移譲を推進し、公営化の方向に進める。組織機構を簡素化し、経費の節減と事務の簡素化をはかる。

(九) 農民の団結と権利を守り、農村民主化の推進社会保障の充実と農村と都市の生活文化の格差一掃

「農民組合法」を制定し、農民の価格交渉権、耕作権、水利権等の諸権利を守り、農民の強固な團結をかため農村民主化を進める。そして農民組合、農協、農業委員会、市町村自治体、青年婦人団体等の民主的協議機関を

つくり、村ごとに町ごとに、地域の特色を生かした「新しい村づくり計画」をつみ上げて、農民の創意と自主性のもとにこの計画を推進する。

また農村社会保障を充実し、農村と都市の生活文化水準の格差を一掃する。

(1) 田畠、農用施設の固定資産税を引下げ、所得税の家族専従者控除をみとめ、寄附金、負担金を軽減する。

(2) 国民健康保険の十割給付、六〇才から最低月七千円給付の年金制度を実施する。

(3) 農家の住宅改善に公庫融資を行ない、保健衛生、水道施設等に積極的に助成する。

(4) 托児所、保育園、共同洗濯所、公民館、体育館、有線放送施設等を充実する。

かくして日本の農業は、膝まで没する湿田や常襲かんばつ地帯を一掃して、整備された耕地に農道に若者たちの運転するトラクターや農民車が行きかい、老いた父兄は重労働から解放され、農家の妻はいつまでも若く美しく、明るく希望にみちた成長産業に生まれ変ることができるるのである。

## 四、中小企業政策大綱

一九六〇・八・一一

### 一、基本方針

- (1) 大資本偏重の経済政策を改め、経済の二重構造を是正して、中小企業へのしわよせを排除する。
- (2) 貿易自由化のまえに、中小企業が低賃金にたよらず、対外競争に十分耐えるよう、その体质改善策を優先せしめる。
- (3) 中小企業に対し、従来の保護から、一步前進して、協同化、近代化を支柱とする積極的な振興へ、政策的基本的な転換をはかる。
- (4) 中小企業における階層分化に注目し、とくに零細企業経営の安定と発展に重点をおく。

### 二、当面の政策

中小企業金融を飛躍的に拡大し、ヤミ金融

を一掃する。

- (1) 中小企業金融機関への財政投融資額および支所数を倍増する。
- (2) 国民金融公庫の貸付額一、〇〇〇億へ(1) 商工中金へ政府出資一〇〇億で、公庫のみ(年九分三厘)に金利を引下げる。
- (2) 中小企業金融公庫の直接貸付比率を拡大する。また借入手続を簡素化し、調査を迅速化するため、政府金融機関職員を拡充する。
- (3) 零細企業に対する金融の特別枠を設け、年六分五厘の特別金利を適用する。当面、国民金融公庫から実施する。
- (4) 設備近代化資金を五〇億に増額し、國の

負担を三分の二へ

(ト) 「国民質庫」(仮称)を創設し、動産を担保とする小口金融を行なわしめる。

(2) 中小企業の減税と税制の簡素化、徵稅の民主化を実現する。

(イ) 年所得三十七万円までの事業には課稅しない。

(ロ) 事業税を撤廃する。当面、年所得一〇〇万円までの勤労性事業を対象とする。

(ハ) 大企業に対する租稅特別措置を整理し、累進課稅による合理的な稅体系に再編する。

(ニ) 個人企業に、事業主給与および家族労働報酬の自家労賃を認める。

(ホ) 中小企業に特別耐用年数を設定し、耐用年数を短縮する。

(ヘ) 徵稅の民主化を促進するため、紛争処理機関を整備する。

(ス) 大企業の不当独占を排除し、中小企業に販路を確保する。

(イ) 独占禁止法を強化し、少数大企業による不当な価格維持措置を規制する。

(ロ) 中小企業に適正な産業分野を確保して、大企業の進出を抑制する。

(ハ) 官公需の二割を中小企業に確保する。

(ニ) 百貨店、スーパー、マーケットの不当な営業行為を規制する。

(ホ) 一般市中銀行の集中融資、選別融資を規制する。

(ヘ) 中小企業組織化、協同化を促進する。

(ス) 企業組合、協同組合の共同事業を積極的に助成し、稅制上の特別措置を講ずる。

(ロ) 商工組合の設立事務を簡素、迅速化し、組合の自主性強化の目的にそって、法定業種の員外規制を強化する。

(ハ) 下請企業に團結権、団体交渉権を付与し、かつ最低下請代金を保障する。

(ニ) 商店街の共同事業を助成するとともに、(別項「下請関係基本法案要綱」参照)

(ホ) 街路燈料金の軽減をはかる。

(ハ) 中小企業の集団工業地域を造成するため、必要な法的措置を講ずる。

(ス) 福祉厚生施設を拡充し、中小企業に労働力を確保する。

(イ) 従業員五人未満の事業所に社会保険(健康保険、厚生年金、労災保険、失業保険)を全面的に実施する。

(ロ) 国は中小企業労働者の集団住宅、合同宿舎を各都道府県に建設する。

(ハ) 中小企業が協同または個々で行なう福祉厚生施設の建設には、長期、低利の資金を融資する。

(ス) 現行公私職業補導の内容充実(教育施設)のため国庫補助を大幅増額する。また、「国民職業学校」(仮称)を創設し、

中小企業労働者に、全額国庫負担による指導養成ならびに一般社会教育を実施する。

(ヘ) 中小企業経営の体质改善をめざす診断、指導機構を整備、拡充する。

全額国庫負担による中小企業センターを各地に設置し、大量の診断、指導員を配置して、中小企業の経営ならびに技術の近代化を促進し、その体質の改善をはかる。

## 五、警察制度改正要綱(案)

### 一 警察の反動化の傾向

察の中央統制を強め、その国警化を図った。

歴代保守政権は「占領行政の行過ぎ是正」の名の下に、戦後の民主的改革を後退させ、民主警察制度についても、骨抜きを企図し、特に昭和二年の警察法の大改正によって、自治体警

察と化し、警察庁は人事、教育訓練、予算などの根元を抑え、中央地方の警察官僚が実権を握り、公安委員会は有名無実のアカセサリー的存在となつた。

これと共に、警察機能は著しく公安警備に偏し、政治警察化し、資本家階級、特權階級より護機関化し、あるいは政府の反動政策強行の権力的手段に濫用され、労働争議に動員されて、経営者を守る番犬の役割を押しつけられるなど、警官は政治の貧困によって起る公安警備の負担を負わされ民衆の平和な生活と権利を平等に守る民主警察の本来の機能は著しく歪められている。

このような現状は戦前の中央集権的警察国家の復活と警察をして特定階級に奉仕する番犬化する危険を示すものである。

われわれはこれらの反動化を排除し、警察制度と運営の中立と公正を確保し、一般民衆に奉仕する民主警察の実現を期する。

## 二 改革の内容

### (一) 公安委員会の機能民主化

- (1) 国家公安委員会、都道府県公安委員会の警察管理の機能を発展にし、運営に関する積極的な指揮監督を行うものとする。
- (2) 国家公安委員会は国会に対し、業務報告を提出することともに、国民に対しその事業の成績を公表すべきである。
- (3) 都道府県公安委員会は地域住民に対し同様のPR活動を行うと共に、なるべく多く公聴会を開き警察に関する一般の意見をきくものとする。
- (4) 社会治安に重大な影響を持つ社会経済及び政治上の諸原因とその対策、又は交通事故の増加、青少年犯罪の激増、などの対策のものとする。
- (5) 国家公安委員長は、公安委員の互選によるものとし、国務大臣が兼務することには反対。

### (二) 地方自治警察に対する中央統制の排除

- (1) 都道府県警察の警視総監、本部長及び警視正以上の幹部は地方公務員とし、その人事権を地方に移すものとする。
  - (2) 国庫支弁金の廃止
- 現在警視庁から地方の本部長に交付される、主として公安警備の経費として使用される国庫支弁金は経理面から地方支配の道

具となるのでこの制度を廃止し、正規の補助金として都道府県に交付するものとする。

### (三) 警察庁は地方警察に対し行政上の基準を示し、或は連絡調整、教育訓練、通信の管

理などの一般的指導助言を行なうものとし、直接の警察運営に対する干渉を行わないものとする。

(4) 管区警察局は可及的に機構を縮少する。

### (五) 政治警察から民衆保護の警察へ

最近警察機能は中央統制強化と併行して公安整備に重点がおかれて、政治警察、思想特高警察的傾向を濃厚にしており、民衆保護の任務がおろそかになっている。

### (六) 警視庁その他の機動隊を縮少し、交通、防犯などの第一線要員を充実すべきである。

(2) 思想調査、スペイ活動などの特高的活動は全面的に中止する。

(3) 基地紛争、労働争議などは関係者の話し合い解決を促がし、警察力による介入は最少限に止め、労働運動に対する干渉をやめる。

### (四) 財政上の措置

- (1) 国庫支弁金制度を廃止し補助金を増額させるとともに都道府県警察の施設、装備についての国からの補助をふやす。
- (2) 警察の庁舎、器材、駐在所の維持費などについて地元団体及び個人の寄附の受入は厳重に禁止する。

### (七) 警察官の身分及び待遇改善

- (1) 警察官の身分を保証し、第一線要員を優遇し階級差を緩和する。特に職権濫用が庇護され、個人的過失が厳しく追及される傾向を改める。
- (2) 給与、勤務条件を改善する。宿日直手当、超勤手当を正当に支給する。
- (3) 警察官についても、他の公務員と同じく職員団体の組織を認める。

### (八) 職権濫用の防止

- 警察官の拷問、暴行など職権濫用、瀆職は厳重に監査処分する。
- このため、部内監禁の外に人権擁護機関を強化する。

## 六、災害対策に関する基本方針

一九六〇・八・二五

### 一、趣旨

年々頻発する各種の非常災害に対し、国の責

任を明らかにし、制度の不合理を是正するため左の原則に基いて立法措置を行うものとする。

(+) 災害立法は災害の都度、特別立法することをやめ、恒久的立法化を図り、災害の程度に応じて一定の基準により自動的に適用できる

ように改めること。

(+) 従来の対策が公共施設復旧に重点をおき、個人民間被害に対しては最少限度の措置に止めた弊を改め、国民生活の安定と民間施設の

復旧のため、手厚い制度を確立すること。

(+) 公共土木施設、農地、農業用施設等の復旧の早期完成をはかると共に、再び災害を招かないよう所要の改良工事についても復旧と同様の措置をとること。

(+) 中央地方の災害対策行政機構を整備し常時から救助その他応救の設備、器械、物資を備蓄、装備することとする。

### 二、具体的立法事項

#### (+) 災害救助法改正

(1) 災害救助についての政府の責任と業務を明確にする。特に政府は災害に備え、常時応救食料、衣服、住宅、衛生、資材などの

救助資材及びヘリコプター、舟艇、運搬具、通信機などの器材を計画的に準備貯蔵し、災害時にはこれを関係都道府県に配布するものとする。

(2) 中央、地方災害対策協議会の性格と権限は明確でないからこの機構を再検討する。特に地方の災害対策協議会に対する内閣総理大臣の管理権（法第三条第四項）をやめ、地方ブロックの対策協議会を廃止する。

(3) 救助の施行について、知事と市町村長との職権委任の関係を明確にし、常時からその業務分担を計画化するものとし、特に五

大市については知事の権限を大幅に委譲する。

(4) 救助に要する費用は全額国庫負担とする（法第三十六条）

(5) 国は政令の定める基準により被災者に対する弔慰金、及び見舞金を支給するものとする。（一人三万円以内）

(6) 市町村を通じて被災者に対し被災の程度に応じ無利子、長期償還の生活再建資金の貸出しを行うことができるものとする。（最高二十万円以内とし、国は利子補給、損失補償を行うものとする。）

(+) 従来の災害について制定された特例法を恒久立法化し、今後の災害の都度一定基準により政令に定めるところにより行政措置によって自動的に適用できるように改める。

関係法令おおむね左の通り

#### (建 設)

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（国庫負担率の引上げと改良復旧とみなすこと）

(2) 災害による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法

(3) 風水害に伴う公営住宅法の特例法

(4) 灾害による高潮対策事業に関する特別措置法

#### (農 林)

(1) 灾害による農林水産施設の災害復旧事業等に関する特別措置法（補助率の引き上げ）

(2) 漁業者の共同利用小型漁船の建造に関する特別措置法

(3) 天災による被害農林漁業者に対する資金の助成に関する特別措置法

(4) 灾害による塩害をうけた農地の除塩事業の特例法

#### (社会労働)

- (1) 災害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法
- (2) 災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧に関する特別措置法
- (3) 災害を受けた病院診療新等の災害復旧に関する特別措置法
- (4) 被災者に対する母子福祉資金の貸付等に関する法律
- (5) 災害を受けた地域における国民健康保険事業の補助に関する特別措置法
- (6) 災害を受けた者に対する福祉年金の支給に関する特別措置法
- (7) 災害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法
- (8) 災害を受けた者の失業保険特別法
- (文 教)
- (1) 災害を受けた公立の学校等の建物の災害復旧

## 研究

### 一、下請関係基本法案要綱

#### 一、提案の趣旨

- (1) 貿易の自由化は、企業相互の競争を激化させ、とくに大企業による下請企業へのしわ寄せが著しく、すでに自動車産業等において大巾の下請代金の引下げが強要されている。
- (2) 現行の下請代金支払遅延等防止法では、右のような親企業の下請企業に対する不公正な取引関係を規制することができず、単に下請代金の支払遅延を防止することに止っている。
- (3) しかも、現行法がザル法のためその防止も不完全であり、加えて政府自ら、法施行の熱意にかけている。
- この際、親企業と下請企業との間に存在する取引関係を全面的に規律し公正な経済秩序を確立して、下請企業の経済的地位の改善をはかることが緊急の課題となっている。

そこでわが党は、左の諸事項を主な内容と

する下請関係基本法案を速やかに国会に提出する方針である。

#### 二、法案の要綱

- (1) 「目的」
- この法律は、親企業と下請企業（資本金一千万円以下）の取引関係の後進性を是正するとともに、下請代金について最低基準を設けること等によって、下請企業の経済的地位の改善をはかることを目的とする。
- (2) 「親企業の遵守事項」
- (1) 親企業は、検収期日、返品条件、下請代金の額およびその支払条件などの契約内容を文書化し、下請企業に交付するとともに、下請企業調整委員会に報告しなければならない。
- (2) 親企業はつきのような不公正な行為をし

- (1) 災害を受けた地方公共団体の起債の特例法による灾害復旧に関する特別措置法
- (2) 災害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の特例法
- (3) 災害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例法
- (1) 災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法
- (2) 災害を受けた事業協同組合等の施設の災害復旧に関する特別措置法
- (3) 災害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法
- (4) (通産 大蔵) 災害を受けた地方自治

てはならない。

① 下請企業に責任がないのに、一方的に

納品の受領を拒んだり、下請代金の値引を行ふこと。

② 下請企業から納品を受けた後、返品したり、代金支仐を遅らせること。

(3) 「下請代金最低基準の設定」

下請企業調整委員会は製造原価、適正利潤、従業の最低賃金保障等を総合勘案して、下請代金最低基準を決定し、公表する。親企業はこの最低基準をまもらなければならぬ。

(4) 「検収ならびに「下請代金支払の期日」」

検収は物件引渡し後十五日まで、代金の支払は検収の終了後六十日までとする。

(5) 「支払遅延等に対する損害賠償」

検収遅延にともなう下請企業の損害は親企業が賠償する。

(6) 「下請組合と団体交渉権」

親企業と下請関係にある下請企業の二分の一の参加で、行政の認可をえて下請組合をつくることができる。出資、非出資のいずれの場合でも可能。

(7) 下請組合は親企業と、下請契約に関する諸事項について団体交渉を行なうことができる。この場合、親企業は応諾の義務がある。

(8) 「下請企業調整委員会による「あっせん・調停・仲裁」」

親企業と下請組合との団体交渉がととのわないときは、いずれか一方の申出に基づき、下請企業調整委員会は、あっせん、調停、仲裁を行なう。

(9) 「下請企業調整委員会の組織と権限」

中央および地方(都道府県)におき、公正取引委員会の外局とする親企業、下請企業、労働者の各代表および学識経験者で組織する。

(10) 「同委員会は、紛争のあっせん、調停、仲裁のほか

下請企業台帳の検査、親企業に対する義務履行の勧告、公表の権限をもち、さらに親企業に対し立入検査ができる。

(11) 「その他」

下請組合に税制上、金融上の優遇措置を講ずる。

(12) 「下請関係の総合的な調査、政策の立案、審議のため通産省に下請関係審議会を置く。」

ある。

(7) 「団体協約の効力」

(1) 組合員および組合員以外の下請企業に拘束力をもつ

(2) 一定地域内の同種の下請企業にも拘束力をもつ

## 二 農業発展八力年計画(案)

### 一、大砲よりバターを ——「農民所得倍増計画」——

#### (1) 低所得階層の生活を引上げ

日本の国民一人当たりの平均では、牛乳の消費は一日わずか三勺、肉類は一日八グラム、卵は一週間に一個しかたべていない。これを

イギリス、フランス、ドイツ等の諸国とくらべると、いざれの国民も、牛乳は日本の五倍から二〇倍、肉類は一五倍から二五倍、卵は三倍から四倍も消費している。この大きなひらきは、ただ食生活にたいする嗜好の違いとして片づけられない。すなわち、わが国では、少数の金持ちはぜいたくをしても、一千万人のぼるボーダーライン層をはじめ、多くの低所得階層の国民が、貧しい食生活に耐えていることを示すものである。

そして、この事実こそ、「貧乏人は麦を喰え」という資本家階級的な考え方で、バターよりも大砲をえらんできた保守党政の政策の結果である。

社会党は大砲よりバターをとる。そして、国民みんなが、牛乳、果物、肉、卵等々を豊富にたべられるような政策を進める。これこそ、農民が安心して増産し、増産しただけ収入をふやすことのできる道である。

このため、社会党は、

① 最低賃金制の実施、家内労働法の制定、充実した国民年金制の実現など、労働社会保険政策に力を入れるほか、中小企業、零細企業の経営向上、失業対策などに万全を期し、低所得階層の生活を大巾に引上げる。

② 学校給食の定時制高校までの拡大、姉妹、幼児へのミルク配給、果実、果汁の学校給食制実施などの方法を広くとりあげ、消費の拡大、食生活の向上を進める。

③ 牛乳の職場集団飲用、居住地集団飲用の奨励と、設備の補助や、農協、生協等の貯蔵、加工施設の拡充、生活改善運動の充実に力を入れる。

などの施策を強力に進めて、国民一人一日二、二〇〇カロリーの食糧消費構造を、八年間で二、四五〇カロリーにまで高め、これに必要な農業生産額を現在の二倍にすることを目指とする。そしてこのような消費拡大的具体的な裏付けのもとに、農民の「何を作れば安心して農業ができるか」という疑問に責任をもつて答えていこうとするものである。

貿易自由化に反対し

#### 農産物の価格支持制度を強化する

「豊葦原瑞穂の國の加洲米」という言葉さえ生まれた外米の輸入も、最近の豊作続きでようやく減少はじめたが、この外米の輸入をへらすことに最も強く反対し、ビルマ米の輸入では一万五千トンも予定より増加させてしまったのが岸内閣当時の池田通産相であった。また、貿易自由化による影響から国産大豆を保護するため、農林省が考案した「瞬間タッヂ方式」に反対してこれをつぶしたのも岸内閣当時の池田通産相であった。こういう実

績をもつ池田内閣が、貿易自由化を進め外国農産物の輸入に存する政策を強化することは容易に予想される。それは国内の農業を圧迫し、日本農業を衰退業にしてしまうであろう。現に、保守党的安上り農政が続いた結果、農村の娘が農家に嫁に行くことをきらい、青年が農業をきらつて都市にあこがれるという現象が起っている。

社会党は農産物の自由化に反対する。そして「農業発展長期計画」によって、日本の農業が外国農業と競争出来るようになるまで、グリーン・プランを進めた西ドイツやイギリスなどと同じく国内農業の保護政策をとる。

このため、社会党は、

① 米の統制を堅持し、生産費及び所得を補償する生産者米価と、家計に見合う消費者米価の二重価格制をとる。(長期計画が遂行され生産性の向上が行なわれたとき、二重価格は自然に解消されるであろう)

② 麦類、大豆、かんしょばれいしょ、なたね、てん菜、蘭、たばこ等の価格支持制度を強化する。

③ 農産物輸入を漸減し、国内での自給度を高める。(基本問題調査会は麦は日本の適作物でないとしているが、従来の水田偏重の農業技術の研究を改めて、畑作にも重点をおき、耕地整理され、共同化された農場で、大型機械での播種、刈取りをも行なう場合、なおかつ外麦より不利であるか否かを検討すべきである)

④ 酪農振興を口にする政府が四〇億円もの乳製品を輸入していることは矛盾している。社会党は乳製品は完全自給をめざし、さらに輸出の拡大をはかる。

このようにして、年間二五〇〇億円にのぼる農産物輸入をへらし、自給度を高めるごとにより、二千億円からの農民所得を増すこととなるのである。

流通機構を改善し

自由経済の買い叩きから農民を守る

農民が一合五円で売った牛乳が、消費者が買うときは実に三倍の十五円である。協同組合の発達したデンマークでは農民の手取りが小売価格の七割もあるのにくらべ余りにも大

(3)

(2)

きな違いである。また、野菜、果実は市場への出廻りが少しふえると値段は大巾に買いかれ、そして小売価格はほとんど変わらない。

しかも中央卸売市場法では人口十五万以上の都市には中央卸売市場が設置できることになつていいながら、現在設置されていない都市が沢山ある。設置されても貨車の引込線さえない市場もある。また、さきの国会で提出された予定だった中央卸売市場法改正案は、業者の反対で自民党がこれを握りつぶしている。このようにして農民からは安く買いたき、消費者には高く売って、中間で大商業資本や独占的な乳業資本にもうけさせているのが自民党の自由経済である。

社会党は流通機構を改善し、需給を計画化し農民の共同出荷体制を強めて中間経費を大幅にへらす。このため、社会党は、

① 「牛乳法」を制定して生産者の最低乳価を補償し、消費者の最高乳価を抑え、需給計画の確立や、乳業会社に対する監督等に國の責任を強め、民主的な酪農審議会の权限を強化する。

② 中央、地方の卸売市場を整備拡充し、機構を改善し、公共性の強化、手数料の引下げ等を行なう。

③ 農協の事業規模を拡大して、畜産物、果実、野菜等の貯蔵、加工設備をもうけ、計画出荷、自主調整を能率的に行なわせる。

④ 輸送力を強化し、国鉄運賃の値上げに反対し、包装の改善に力を入れる。

こうして、農民の手取りをふやし、消費者には新鮮な農産物を安く提供し、國民の栄養を高め、農民の所得を高める。

#### (4) 独禁法の改悪を阻止し、肥料、

##### 農機具、農薬などの値下げをはかる

貿易自由化は農産物に影響があるだけではなく、肥料資本や鉄鋼資本が自由化に便乗して、独禁法の改悪——独占強化——資材の値上がりをはかるという動きをまねいている。肥料は輸出入カルテルを強化し、韓国や台灣に疏安一俵五五〇円で売った赤字（国内は七八〇円）を、さらに国内価格に転嫁しようとして、また鉄鋼の値上りは農機具の価格にひびく。

社会党は独禁法の改悪を阻止しあらゆる農業用資材の値下げに努力する。

このため、社会党は、

① 肥料の輸出赤字分を国内価格に転嫁させない。日中貿易を開拓し、肥料輸出の報酬、これに伴う生産合理化を促進して、肥料価格の値下げをはかる。

② 農機具、飼料、農薬等の検査を厳正にして良い品質のものを安く農民の手に渡す。

③ 「飼料需給安定法」を改正し、輸入飼料、国産飼料の国家管理を強め、日清製粉等の独占資本を規制して価格を引下げる。

④ 兵器、爆薬等の軍需生産を抑え、これと密接な関連をもつ肥料、農機具、農薬等の平和産業への影響を阻止する。

⑤ 農業用電力、石油等の価格引下げをはかる。

このような資材の価格引下げ、農産物コストの引下げと、先きにのべた農産物価格支持政策と相まって、農民所得の引上げを実現する。

#### (5) 農民所得倍増計画の内容

① 国民に必要な食糧及び原料の自給を確保する。

昭和三十二年度の食糧輸入の総額は、二、四二四億円に及び、主な農産物の輸入数量及び金額は次の通りである。（第一表）これらの輸入農産物の自給を確保するため、次の諸点を農業発展計画の目標とする。

A 主穀生産の増強安定と、國民食生活の高度化によって、米麦の輸入を大幅に減少する。

B てん菜糖及びぶどう糖原料の生産振興によって、砂糖の国内自給率を高める。

C 大豆、なたね等採油用の種、及び雑穀、豆類、葉煙草等の畑作物の生産を振興し、これらの国内自給度を高める。

D 果実、そ菜は熱帶産の特殊のもの以外は自給を原則とし、更に加工品の輸出拡大につとめる。

E 乳製品は完全自給を達成する外、輸出拡大につとめる。

〔第一表〕 主要農產物輸入數量（昭和三十二年度）

米	麥	一八〇万トン
砂糖	・	一三二万トン
採油用種(含大豆)	・	一一〇万トン
雜穀豆類(除大豆)	・	六三万トン
果実蔬菜	・	・
乳製品	・	・
葉煙草	・	・
・	・	六〇九億三千万円
・	・	四九三億六千万円
・	・	一八五億一千万円
・	・	四九億円
・	・	三九億五千万円
・	・	一六億四千万円

(一九五八年ポケット農林水産統計より)

〔第二卷〕 國民二八年正月新編續編

熱一果そ卵油牛肉豆砂穀(魚)										(一人当國民所得 米弗換算)		日本		
量人當 (摺)	取實菜	脂乳	堅果	介	糖類	類	も	い	穀	豆砂	牛油	卵	果	熱一
二、 二〇〇	二 三	七 三	三 三	二 一	一 三八	六 八	二 二	五 八	一 五	一 九	五 一	九 弗	伊 吾	
二、 五六〇	六 九	九 三	七 七	一 三	〇 〇	二 四	一 七	四 九	一 四	三 三五	五 弗	吾 吾	伊 吾	
二、 九七〇	六 二	四 八	一 〇	二 五	一 七〇	四 (七)	二 二	一 五八	一 五	五 四〇	五 弗	吾 吾	西 独	
二、 八六〇	四 六	四 三	一 一	一 一	一 六七	七 (六)	三 三	一 三六	一 一五	七 〇五	五 弗	吾 吾	佛 吾	
三、 一〇〇	四 五	五 九	一 三	二 三	二 〇二	六 (九)	四 四	一 〇	八 八	八 六七	七 弗	吾 吾	英 吾	
三、 一〇〇	五 〇	六 五	六 四	二 〇	一 三六	八 (五)	四 四	四 〇	七 〇	一 八四五	弗	吾 吾	米 吾	

(昭和三二年度「農林白書」より、そ菜果実は「園芸白書」より)

ことが可能となる。

自給を達成すれば、食生活の高度化と共に作付面積縮

少も考えられる。従つて、  
田畠輪換の採用等、農業経

営高度化の道が拓ける。

半迄生産を増加出来る。

魚介類の生産を増加するこ

はなお飛躍的に増加でき  
る。(五六十音)

十倍乃至十五倍迄の生産増

かかる能である。

加できる。

ことを目標とする。（この場合、国民経済発展計画によつて、国民一人当たり所得の向上が前提となる）

右によつて、一千億円以上の外貨を節約し、それだけ国内の農民所得を増大する。

と比較すれば、右の表の通りである。

(第二表) 即ち、日本は主穀偏重でカロリー摂取量

は一段と低い。これを少くともフランス、

ことを目標とする。（この場合、国民経済

（前回はよって  
国民一人当たり所得の向  
上が前提となる）

この食糧消費構造の高度化の目標に合せて、農業生産を次の如く飛躍的に拡大する

て、農業生産を次の如く飛躍的に拡大する

① 農業生產增加目標  
〔第四表〕 農

〔第四表〕 農業發展長期計劃資料

三三年 生産		三二年 生産		三二年 輸入		(増 加 分)
品目	量	品目	量	品目	量	
水 砂 砂 大 砂 大 砂	一、一〇〇、〇〇〇	陸 麦 小 麦 小 麦	一、一〇〇、〇〇〇	稻 谷 裸 麦 裸 麦	一、一〇〇、〇〇〇	トントン
(内 ど う も ろ こ し )		(内 ど う も る こ し )		(内 ど う も る こ し )		
糖 類 合 い 合 い	一、四〇〇、〇〇〇	豆 豆 計 計	一、四〇〇、〇〇〇	穀 計 計 糖 糖 糖	一、四〇〇、〇〇〇	トントントントン
ど よ う う		う う う う		う う う う		

〔第三表〕 農業総生産額増加の目標

る。フランスを目標とすれば、なお二倍迄生産を増加でき

G そ 菜・・フランスを目指とすれば、なお二倍迄生産を増加でき  
る。

③ 第一期長期計画における生産増強の目標  
以上の前提から、第一期長期計画の目標  
は次の如く想定する。（第三表、第四表の  
①②③）

F  
油  
脂・・・自給を達成してなお四倍乃至八倍迄生産を増加でき

H 索 実…四倍乃至五倍まで生産を増加できる。

③ 畜產物增加目標

牛 肉 類 類 い		
六〇〇〇〇	(三三年＝一〇〇)	党の目標
○・一六個	三三年	一人年
四八g 一個	目標	一日
二二三 一二八 一五八	(三一年＝一〇〇)	三七年の政府目標

### 第三章 国民の食料構成の目標

即ち、農業総生産額及び農業生産所得を第一期長期計画において、それぞれ二倍に増加する。

またこれにより国民食糧消費構造は第  
五表のようになり高度化し、カロリー摂取量は  
一人一日二、四五〇カロリーとなる。

(4) 農業の生産力を飛躍的に引き上げ、農民の所得及び生活水準を高める。「農業經營

「近代化計画」及び「農業就業人口配置計画」によつて、農業の生産力を高め、農業人口、農業就業人口を、それぞれ二割及び三割減少させた上で、右の農業生産額の増加を達成する。従つて農民所得は「倍半となる。

## 二 山林原野を開放して農用地の拡大を

一 土地開発利用計画

(1) 大規模な国土の開発と国土の高度利用  
日本の国土総面積に対する耕地の割合は、  
僅か一五%、採草放牧地を加えた農用地の割  
合にしても二三%にすぎない。これは決して

社会党は国有林や大山林地主の占有する農用地を農民に解放する。  
社会党は大型機械による大規模な国営工事によって、未利用原野を開発し、八ヶ年で百萬町歩の耕地と二百万町歩の牧野を造成し、農民の経営農用地を拡大する。  
このため、社会党は、

るイタリーでは耕地利用率は四一・四%、農用地利用率六一・三%に及び、イギリスでは耕地二二・一%、農用地八一・四%である。わが国でも農林省の調査ではまだ五百万町歩（現国土の一五%）の未利用原野が農用適地

として残っていると示されている。しかしこの膨大な農用適地が、国有林や小数の大山林地主の手に占有されているため農民は利用できないのである。このように国民に与えられた天然の資源である国土を、少数の権力者だけで占有し公共の福祉のために活用しない、しかも演習地やゴルフ場には農用地までつぶしてゆくのが自民党政府の政策である。

- (1) 「国土高度利用促進特別措置法」を制定し、山林原野を重点とする実測調査を行い、土地利用計画、及び土地利用区分を定める。
- (2) 土地利用区分に従い農用地として利用すべき国有、公有、私有の林野については、国は買取あるいは利用権設定等の方法を通じて、これを農民の組織する団体に所有、管理、または利用させる。
- これからの日本農業で、最も伸びる可能性のあるものは、酪農、畜産、果樹部門である。百万町歩に及ぶ牧野、農用地の造成は、四百万町歩に大畜導入を可能にし、飼料の自給度を高め、地力を増進させ、農業経営の高度化と農民生活の飛躍的向上を約束するものである。
- (2) 大規模な国営土地改良事業で既耕地の整備日本の農業の生産性の低さは、経営規模の狭さによるだけではない。農家一戸当たり平均八反六セ(北海道を除く)の耕地が、平均六団地、十五筆にも分散し、一筆当たり面積は五七歩、耕地への片道距離が一里もあるという条件の悪さにある。そして、排水不良田が全国で六二万六千町歩、集団化を必要とする面積は三百万町歩、整備を必要とする農道は五万五千キロメートルもあるという土地条件の悪さでは、動力耕耘機を入れても効率が悪いのは当然のことであらう。
- ところが自民党政は、安保体制のもとで防衛予算をふやすため、農林予算の比重をへらし、もっぱら安上りの農政を続けてきた。このため、現在の土地改良事業は、着工から完成までに平均十二、三年もかかり、その間に不正工事や災害での工事やり直しにあり、地元負担を大きくして、農民の不満を高めている。こういう状態のもとで、自民党的所得倍増計画が農業については全く数字的裏付けを示し得なかつたことは当然のことである。
- 社会党は、国営の大規模な土地改良工事によつて、劣悪な土地条件の改善に全力をつくす。このため社会党は、
- (1) 農林予算を増額し、土地改良を必要とする面積のうち七割以上を、八ヶ年計画で完

- (2) 大規模土地改良工事は、末端事業まで国営一本化とし、工事進度を早め、農民負担を絶減する。
- (3) 県営、町村営の小規模工事には国庫負担を増額する。
- (4) 不振土地改良区の再建整備を行い、また、工事完成地区の維持管理費に国の助成を行なう。
- (5) 農業水利権の民主的管理、とくに電源開発ダムに対する地元農民の共同管理権を強化する。
- かくして、膝まで没する湿田を乾田にかえ、かんばつ常襲地帯に豊かな用水を引き、整備された耕地を、農道を、大型トラクターや農民車が行きかう明日の農業の基礎をきづくことができる。しかも、これらの国営工事に、補償された労働条件、正当な賃貸のもとで農民は農閑期の働く場所を自由に得られるのだ。それは完全雇用の新しい農業経営を築くまでの、希望に満ちた建設の作業である。
- (3) 土地開発利用計画の内容
- (1) 土地調査と土地利用区分の設定
- 万町歩の農地を造成するほか、採草地、放牧地としての農用地二〇〇万町歩を造成する。(農用地は生産組合に解放する)
- (2) 土地開発による農用地拡大
- 大型機械による国営開墾によつて、一〇万町歩の農地を造成するほか、採草地、放牧地としての農用地二〇〇万町歩を造成する。(農用地は生産組合に解放する)
- |       | 昭和三〇年  | 加増目標          |
|-------|--------|---------------|
| 耕地面積  | 五八万町歩  | 二〇〇万町歩        |
| 農用地面積 | 一〇六万町歩 | 二〇〇万町歩        |
| 不良土壤地 | 傾斜地    | • • • • • 五四% |
| 傾斜地   | 傾斜地    | • • • • • 四七% |
- (3) 畑地に対する土壤改良と農地保全
- 畠地総面積二六四万町歩のうち、不良土壤及び傾斜地は次の比重を占める。
- これに対し、土壤改良事業及び農地保全事業を実施する。

(4) 土地改良事業による既耕地の改善

		土地改良を必要とする面積(三二年度)	五カ年計画の目標 (一九五七、第一回大会)	新目標
農道計開設	灌漑区画整備水理水田改良	田	畠	計
農道計開設	灌漑区画整備水理水田改良	二四一 一三四 一六 四三	三九 一七一 一六 一七	二八〇万町歩
農道計開設	灌漑区画整備水理水田改良	二七 一 二六 六〇 六〇	一七六 一七 一七 六〇 五〇	二〇〇 一五〇 二〇
農道計開設	灌漑区画整備水理水田改良	一 一 一 一 一	一 一 一 一 一	一 一 一 一 一

(5) 山林資源の造成及び開発

経済五カ年計画の目標

二八〇万町歩

三七〇万町歩

a 造林 二〇〇万町歩  
b 治山 二五万町歩  
c 林道 三・五万糸

三三七七年の政府五カ年計画(開発を要する林道)  
三・四八一万糸(延長一一・九万糸)

三、機械化、共同化で青年に

希望のもてる農業を

(1) 農業經營近代化計画

農業生産組合で、農業の技術革新を進めよう  
いま全国各地で、農業の機械化、共同化による經營近代化の新しい動きが胎動している。

果樹地帯では二五〇万円のスピードスプレーを共同で利用し、一反歩のリンゴ園をたった六分間で、半分の薬剤費で消毒しはじめた。水田地帯では、ヘリコプターによる空からの薬剤散布がはじまり、地上では三十五馬力のファーガソントラクターがうなりを立て、深さ一尺をこえぬ深耕を開始した。野菜地帯ではスプリンクラーによる畑作灌漑、ビニールハウスやオート三輪の活用で四毛作、五毛作が試みられ反収十万円の農業が目指されている。養鶏部門では自動給水器、自動給餌器を備えたバタリー式鶏舎で、七戸共同による十五万羽養鶏の企業的農業が出現した。

養豚ではデンマーク豚舎による百頭、二百頭の多頭飼育、酪農ではモーラ、ヘーレー式の牧草刈取り、電気搾乳器での搾乳、電気牧棚による放牧等々で二十頭、三十頭の多頭飼

育が目標とされはじめた。

技術革新の時代は農業にやってきたのだ。

明日の農業を背負う青年たちの眼はひとしくこの新しい動きに注がれている農業法人化の動きや、月給制農家の問題が大きな反響をまき起したのも、それが經營を家計と分離して、小農經營の枠を脱皮し、農業經營近代化への道を歩もうとする農民の独創欲の現われであったからに外ならない。そして、このような動きが、意欲的な青壯年層を中心として共同化への方向を指向しはじめたことは当然であろう。なぜなら今まで考えてもみなかつた大型機械の偉力を十分發揮するには、共同化以外道がないからである。

ところが自民党政府は、農民から取り立てる税金がへることをおそれて、農業法人化の動きを抑えつけ、ようやくこれを認める場合にも、会社形態を採用して、農民お互に弱肉強食の自由競争をさせようとしている。そして基本問題調査会の答申が示すように、一町五反歩以下の大多数の農民は競争にまけるものとして農業外に追放し、ごく一部の上層農家だけを、家族単位の小農經營者として残そうとしており、共同化に対しても極めて消極的な態度である。このような旧い考えでは、日本の農業は外国農業との競争に勝てな

いばかりか、農業と工業の発展の不均衡も益々ひらくばかりであろう。

社会党は農業法人化、共同化の動きを育て、農業経営の近代化を促進する。

このため、社会党は、

① 大型農機具や施設の共同利用、家畜共同飼育等を積極的に助成して、農家の共同作業を進め、小農経営のカベを破って生産の効率を高める。

② 「農業生産組合法」を制定して共同化による経営規模の拡大、農業経営の近代化を進める。農業法人化の動きを育て、これを生産組合に発展させる。

③ 「農業経営近代化促進法」を制定し、農業サービス・センターを全国に配置して、農機械化、有畜化、経営共同化への積極的なサービスを行い、農業技術革新の時代に即応した新しい技術の普及事業と経営指導を展開する。

④ 生産組合は農協の正組合員となり、農協

は事業規模を拡大し、生産指導面を充実し、系統資金は農業経営近代化資金として、国の利子補給と損失補償制度のもとに、大巾に農業に還元利用する。

こうして、農業は近代的な企業を民主的な共同経営によって営む、新しい成長産業に生まれ変わる。機械化は年老いた父母を重労働から解放し、婦人は育児に家事に充分な時間をもち、青年は新しい技術を身につけて希望にもえて生産に取りくむことができる。

農村青年に技術教育の機会を農業経営近代化推進のない手は、いままでもなく農業生産に取りくんでいる青壮年層

である。

社会党は、これらの青壮年層に新しい経営技術を身につけるための教育、研究の機会を拡充する。

このため、社会党は、

① 農業の試験研究機関を拡充し、講習会、研究会の機会をふやし研究の発表、普及、ならびに試験結果の実地活用を促進する。

② 農村青年の組織する技術研究団体を育成する。

③ 農村青年の実施研修、視察旅行等の技術交流を奨励し、働く青年の研究旅行に「学割」適用の範囲をひろげる。

④ 世界各国との技術交流を盛にし、あわせて平和友好の精神を培がう。

こうして新しい技術と経営能力を身につけた農民にたいして、国は責任をもって大規模な資金を貸しつけ、農業生産の発展を期待することができるるのである。

### (3) 農業経営近代化計画の内容

① 農家群による生産施設、大型農機具の共同利用を促進し農業の機械化、有畜化を進め、生産性を向上する。

a 生産施設の共同利用……共同防除、共同選果、脱穀調整共同作業所、作物貯蔵施設、灌排水施設、共同薬浴施設等

b 大型農機具の共同利用……トラクタ、1、動噴、動撒、動力カッター、オート三輪等

② 農家群による共同利用、共同作業を発展させ、農家群単位の一貫した機械化作業体系を確立する。

### a 機械化作業体系の一例

#### (大型農機具の共同利用を中心とする)



b おくれている部面の機械化を促進する。

田植機、刈取機等の実用化を促進し、

③ 機械化により実用を促進する。  
機械化によって浮いた労力を利用して、農家群による家畜の共同飼育を進め、有畜





○ 共同施設・共同作業所、貯蔵倉庫、畜舎、鶏舎、運般用ケー リ資金 八〇万円  
ブル、煙草乾燥室、自動給餌給水施設

○ 農機具・ハンド・トラクター三・五P、動噴、電気育雛機 リ資金 八〇万円  
カツター、チヨツバー、スプリングラー

○ 粗生産額・にわとり	二〇〇万円	豚	一〇〇万円	リ計	五〇〇万円
○ 養蚕	一〇〇万円	畑作	一〇〇万円		

#### 四、農村から貧乏と失業の一掃

##### —「農業就業人口配置計画」—

###### (1) 零細農家の生活の安定と向上

農業に従事する人口は、産業人口の三六%を占めながら、農業所得は国民所得の一三%にしか達していない。このため最近では一町歩程度の農業では生活できないというようになり、兼業農家が激増して総農戸数六五%をこえるに到つた。しかも兼業に従事するのは一家の働き手である青壯年が多く、農業は老人や婦人にまかされて、兼業農家の生産力は次第に停滞せざるをえない。また、山間僻地では兼業の機会がないため半失業の状態にある農民も少くない。このように不安定な零細農家をどうするか。基本問題調査会は一町五反歩以下の農民を切り捨てる方針を出している。しかも転業先の保証は少しも示されていない。

これは自民党のとつてきた三割農政をさらに徹底させた無責任な方針である。社会党は零細農の生活の安定と向上を第一の重点施策とする。

このため社会党は、

- ① 国土開発の大規模な国営工事をおこし、まづ仕事のない農民に就業の機会をあたえる。
- ② 「農家負債整理法」を制定し、不振開拓農家、災害農家等の借金を棚上げする。
- ③ 山林原野を解放して零細農家の農用地を拡大する。
- ④ 大家畜、中小家畜の貸付制度を設け、有畜農業による経営高度化をはかる。
- ⑤ 自創資金の枠をひろげ貸出手続を簡素化して零細農家への融資をふやす。
- ⑥ 二、三男に技術教育をほどこし、希望に応じた完全就職をはかる。

(2) 経営共同化で零細經營の発展的解消等の対策を講じて、当面の生活の安定と向上を早急に確立する。

###### 農村工業振興、工場適正配置等で農民の完全就業

以上のような当面の対策に引きついでて、零細農家も生産組合に参加することによって、零細經營の共同化による解消をはかる。

一方、農産加工工業の振興、工場の適正配置等の政策を進め、兼業に従事する人々に安定した就業の機会をあたえる。

こうして、社会党は、

「兼業農家の家族は、一人が農業生産組合に勤め、一人は農産加工工場に勤め、一人は農村に移った工場に勤めるという形をとり、家計と経営を分離することによって、農業経営を共同化し、經營規模を拡大する。」

そして、このような自然な形で、零細經營を解消し、農業生産組合の発展、農村工業の振興、工場の適正配置等を計画的に進めることで、農民の完全就業、所得の増大を実現する。

こうしてはじめて、兼業に従事したあとどりが、将来とも兼業をつづけるべきか、あるいは農業に戻るべきかで迷うような不安定な状態を一掃し、農業は他産業とならんで、青年たちが自らの意志で選ぶ誇り高き職業の一つとなるであろう。

###### (3) 農業就業人口配置計画の内容

###### ① 現状

農業就業人口は昭和二四年から三三年までの間に、二六〇万人減少し、三三年現在で一、五四七万人となつてゐる。

(第一表)

しかしこれは兼業農家の増加という形で行なわれ（第二表）、その結果農業就

業人口の構成（第三表）をみると、男子経営主の減少と、女子経営主の増加、男子家族従業者の急減という傾向が現われまた、農作業従事者のうち、経営のさしずだけする人が昭和三〇年に一二六万人に達し、最近五年間に三六万人も増加している。（第四表）

従つて、最近の農業就業人口の特徴は次の二点にある。

イ、青壯年男子が兼業従事の形で農業外へ流出し、農業は婦女子、老人にまかされる傾向があり、また、経営のさしずだけする人が増加している。

ロ、手助け又は農繁期だけ手伝うという半失業状態の人口が依然として多い。

（昭和三十年五一九万人—第四表）

## ② 農家対策

a 専業農家二二〇万戸は大部分を農家として発展させ、共同化による経営の近代化を進める。とくに零細な農家、土地条件劣悪な農家については、①開墾による増反、②開拓地への移転入植、③他産業への転換等の道も開き、積極的助成を行なう。

b 第一種兼業農家二二二万戸は大半は専業農家に準じて対策を進め、一部は第二種兼業農家に準じて対策を進める。

c 第二種兼業農家一六六万戸は農業以外の兼業によって自立できるようになる。

兼業農家の種類を第五表でみると、A（役職員又は自由業）、B（商工業自営）、H（常雇工場労働者等）は比較的安定しているが、他は極めて不安定な兼業に頼っているとみることができる。

これに対し、とくに次のような対策を講ずる。

イ、農村商店、仲買人、行商人——農家所得、購買力の向上、農協事業の拡大、市場機構の近代化等に並行して、経営の近代化を進め、そのため、資金融通、同業者組合組織の促

進、農協又は市場機構の調整等につき、指導あつせんを行なう。

ロ、運送関係業者……右に準する。

ハ、野かぢ、野びき、賃すり等……農

業の機械化促進に並行し、農機具修理工場等へ発展を促進する施策を講ずる。

ニ、森林業関係……林業の近代化を促進し、近代的林業經營及び近代的林業労働者にその地位を高める。

ホ、漁業関係……漁業綱領による。

ヘ、大工、左官等……同業組合組織の促進、新技術採用等に指導あつせんを行ない、近代化を進める。

ト、季節雇、日雇等……農用地拡大の優先、移転入植への便宜をはかる。

他、他産業への就職、転業について指導あつせんを行ない、過渡的には農村労働者組織による生活安定を進める。

右により兼業農家が兼業面で自立できるようにしつつ、過渡的には兼業農家の家族の一人だけが生産組合の軽労働に参加し、その耕地を生産組合の近代的經營に出資し、生産性の高い經營の一環として参加しうるようにする。（農業から完全に転出する場合もありうる）

## ③ 農業就業人口の配置

a 農業を主とする農家で農業に従事するもの＝平均一戸当たり三人＝四〇〇戸＝一、二〇〇万人

農業就業人口の配置

合計一、四〇〇万人

## ④ 過剰人口対策

a 農業を主とする農家から生ずる過剰人口＝一〇〇～一五〇万人

b 農業を從事する農家から生ずる過剰人口＝一〇〇～一五〇万人

これに対する対策は次の通りである。

イ、農用地拡大……零細農家の移転入植と二、三男の入植を行なう。（こ

の人口は農業就業人口一、四〇〇万人のうちに含む)

口、兼業部面の発展強化……兼業を主

とする農家から生ずる過剰人口を吸

収する。

ハ、老人、未成年、婦人労働の軽減

ニ、他産業へ吸収……右の①・②・③

の対策の後、なお残る過剰人口は二

〇〇万人前後と想定し、これを他産

業で吸収する。

第六表によつて最近八年間の産業別就業者数の推移をみると、農林は二三〇万人減少し、他産業で九〇〇万人増加している。そしてその増加は卸小売、サービス業等に著しい。従つて、このような自然流出にまかせるのではなく、次のような施策が必要である。

		昭和二十五	
三〇	二九	二八	二七
一、七三九	一、六四万二人	総世帯数	
六〇四	六一〇	六一四	六〇九七
二二〇	二三七	二五一	二五六
二三七	二三四	二三三	一七八五
一六六	一四八	一三九	一三三
三四四	三四八	四五〇	四五八
八	九	七〇	七〇
五六六	五六九	五一〇	五一〇
二一一	二一一	三〇	C+D/A

[第二表] 農家戸数 (農林統計・総理府統計) 単位万戸

目標	農業人口 (農林統計・総理府統計)	総人口 A	農家戸数 (農林統計・総理府統計)	農業人口 B	B/A	全産業就業人口 C	農林就業人口 D	D/C
一〇、〇〇万人	八、三一九	八、四五〇	三〇	三、七八〇	三、	三、六〇六	一、八〇八	五〇一
三、〇〇万人	三、七五六	三、七九五	二九	三、七九〇	三、	三、五七二	一、七四一	五〇一
三〇・〇%	四五・四	四五・四	二八	四〇・六	四〇・	三、六二二	一、六三七	五〇一
	四五・四	四五・四	二七	四二・六	四二・	三、九一二	一、六九〇	五〇一
	三二二	三二二	一七二	二八四	二八四	六二二	六八六	五〇一
一、四〇万人	一、六一七	一、六一七	五四七	五四七	五四七	一、六九〇	六五〇	五〇一
	五〇一	五〇一	八	七	七	一、六三七	六八六	五〇一

イ、畜産加工、果実そさい加工、乳製品工場、てん菜糖工場等農村工業を盛んにする。

ハ、農産物販売、農家用品購入等が盛んとなるに並行して流通、輸送、消費面の事業を盛んにする。

ハ、農民所得向上→国内市場拡大→産業発展を進め、工場の地方配置を進めめる。

ニ、林業近代化、建設事業の強化拡大を進める。

ホ、農村の商工業教育機関を充実し、農村二、三男に技術教育をほどこす。

ヘ、市町村自治体に職業あっせんの特別機関を設置する。

第五表 兼業農家の兼業の種類（昭和30.2.1）

(单位 戶)

	種類	第一種兼業農家	第二種兼業農家
A	村長, 助役, 収入役, 農協長, 県議等	27,445	18,515
	事務職員, 技術職員, 教員	387,255	365,710
	医師, 獣医, 神官, 僧侶	13,365	29,610
B	農水産物加工業者	25,200	25,210
	工鉱業, 土建業者	36,915	74,295
	家畜商, 農水産物集落販売業	27,185	19,875
	商店, 質屋, 旅館, 床屋等	54,755	152,400
C	運送業	15,240	15,395
	大工, 左官, 屋根ふき等	147,665	103,555
D	問屋工場の下請手細工人	125,050	80,505
E	行商, 仲買人	39,255	39,500
	牛馬車, 人力による小運送	39,400	11,840
	賃り, 野びき, 野かぢ等	22,015	11,485
F	販売用の 製炭, 製薪	197,530	54,705
	人を雇わないもの 人を雇ってやるもの	77,840	3,085
	林野副産物採取又は狩猟	112,120	2,125
	伐木等の森林業	537,940	20,010
G	漁業	49,135	75,130
	家族が主体 雇人が主体	2,920	4,940
H	賃労働者として人に雇われるもの	389,435	363,955
I	季節出稼ぎをする人	85,960	26,790
	季節, 人夫, 日雇として人に雇われる人	530,955	164,430

(註 作業はせざさしずだけする人は五年間に三六万人の増加である)

〔第四表〕 農作業従事者の仕事の内容

目 標	昭和三〇年	総 数	農作業はせざさ しづだけする人	主になつて働く人
一、二〇〇	一、九四二万人	一二六万人	一	
		一、二九六万人		手助け又は農繁 期だけ手伝う
		五一九万人	一	

第三表 農業就業人口の構成  
 (単位万人) 総理府統計局調

〔第六表〕 産業別就業者数

(単位万人) 総理府統計局調

昭和二五	農林	非農林	漁業	鉱業	建設業	製造業	金融	卸小売	通信	サービス業	公務
二六	一、七七七	一、八六五	六七	五一	一二七	四二五	一七八	二九八	三二三	一一四	一二〇
二七	一、六三七	二、〇〇五	五二	五二	一四六	六〇〇	六三〇	五一五	一九〇	三三七	一一一
二八	一、六九〇	二、二三二	六六	六一	一六一	五六三	五四一	一九四	三七〇	一一六	一一六
二九	一、六五〇	三一二	五六	六〇	一六八	五七七	一八九	三七八	一二七	一二六	一二七
三〇	一、六八六	二、四〇二	五四	五四	一七八	六三三	一九四	三一七	四二七	一二一	一二一
三一	一、六四五	二、五二七	五八	五二	一八一	六六九	一九四	三一七	四六二	一二一	一二一
三二	一、六〇七	二、六七七	五四	五四	一九八	六九六	一九四	三一七	四八八	一一六	一一六
三三	一、五四七	五三	五六	五六	八〇五	七一	一九四	三一七	一二四	一二一	一二一

## 五、農業権展のために

### 大規模な財政投融資を

#### —「農業発展財政投融資計画」—

(1) 農業基本法を制定し、農業への投融資計画を確立する。

日本農業の生産性が低いのは、農業の資本装備が極めて劣弱なためである。ところが保守党政府の政策は、農業の生産性の低さを理由に、農業に対する資金の融通の道を狭めている。そして、農家の余剰金までが六〇%も他産業に貸し出されている現状である。

しかも農林予算は防衛費の増大におされて、年々その比重を減少させている。

社会党は、農業の生産構造を改善して、近代的な農業経営に発展させるために、農業に対しては大規模な財政投融資を行なう。

このため、社会党は、

① 「農業基本法」を制定して、国は長期の農業計画を樹立し、この計画実施に必要な財政金融計画を確立することを決定

内訳	農民負担	農地開発改良費	農政費	行民政所	国民所得	昭和三三年度
～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	～～～～～	二二〇
農民負担	二〇五	二九三	二九〇	六五〇	五、二〇五	八五、七五〇
農地開発改良費	三二	二九三	二九〇	一、四二〇	六、七八〇	一〇七、七四〇
農政費	五七〇	五七〇	五七〇	五七〇	五、〇〇〇	二九、八五五
行民政所	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	四八二、九五〇
国民所得	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	七〇〇	合昭和三三～三七年

(単位億円、農地行政白書による)

ハ、これに対応する総事業費五、〇〇〇億円(農林省試算)、行政投融資二、三〇〇億円とし、次の如き財政投融資計画である。

ロ、計画期間中に土地改良一六二万町歩、開墾三三万町歩、干拓二万町歩を実現する。

ハ、これに対応する総事業費五、〇〇〇億円(農林省試算)、行政投融資二、三〇〇億円とし、次の如き財政投融資計画である。

する。

(2) そして、政府はこの計画を作成して、国会に提出することを義務づける。

これによって、農業発展の長期計画を、机上プランとせず、確實に実行に移す計画たらしめようとするものである。

#### (2) 農業発展財政投融資計画の内容

##### ① 農地開発及び改良事業

A 参考資料として政府の新長期経済計画(昭三三～三七年度)における農地開発改良事業費をみると次の如くである。

イ、開墾可能面積一〇五万町歩、干拓可能面積九万町歩、土地改良を必要とする延面積六三七万町歩に対する事業を昭和五〇年度迄に完成する。

B

党の長期計画における農地開発改良事業に対する財政投融資の要点は次の通りである。

イ、開墾、干拓による耕地造成一〇〇万町歩、農用地造成二〇〇万町歩及び、

土地改良事業必要面積六三七万町歩のうち七割以上の土地改良を実施する。

ロ、費用は農民負担を減少し、国営による直轄事業をふやすことによって国費負担分が増加する反面

(1) 計画の合理化、(2) 国営県営、団体営等を統一して行なうことによる無駄の排除、(3) 新技術採用による合理的事業の遂行、等から費用の節約も可能である。

ハ、総事業費は、開拓及び土地改良事業が政府計画の三倍であることから一兆五千億円程度と想定し、これに農用地造成のための費用を加え、事業の計画化による経費縮少を見込み、一兆六千億円と想定する。(三四年度農林予算における牧野造成改良事業費は七千町歩に対し二億五千八百万円であり、一町歩当たり三万七千円である)従って、

年間の財政投資額は平均二、〇〇〇億円であり、政府計画の三七年度分一、四二〇億の四割増である。

②

A

農業近代化促進のための費用  
農業生産組合の育成

農業生産組合育成のため、一組合が必要とする資金(農業自己資金を除く)を平均二〇〇万円と想定する。(家畜三十頭導入の場合、繁殖による増加を考慮し、当初必要資金は十頭分とする)従つて、八〇万単位の生産組合(又は共同經營農家群)に必要な総資金は一兆六千億円であり、年間平均二、〇〇〇億円である。

これは共同化による經營の近代化が進み、農家經營の確立信用度の増大を前提とし、長期低利の融資を行ない、財政投融資金及び農協系統預金予給金の活用(農業外貸出制限と農家貸付に対する國の利子補給等)によって行なう。

B

農業サービスセンター設置資金

人口十万単位一カ所として全国八〇〇カ所であり、一カ所二千万円として年間二〇億円の予算で八年間に完成する。

③

流通機構改善及び価格安定のための経費

A 中央卸売市場の増設(参考、札幌市場新設のための総工費五億円)及び地方公共団体営の消費地市場、農協經營の產地市場設置への助成

B 農産加工工場、農産物貯蔵倉庫等への助成

C

消費拡大のための助成

D 農産物価格支持のための費用

E 農産物輸出拡大のための費用

F 農産物輸送強化、包装改善等の費用  
以上の費用は、農業生産構造が、共同化による近代化を完成し、将来、農産物の生産費を下げ、計画的な生産、出荷によって価格安定が実現される迄の過渡期の費用として、積極的に支出する。

## 六、農民の団結と権利を

### —「社会保障と生活文化の向上」—

社会党の「農業八カ年計画」は、あくまでも農民の創意と自主性を尊重し、農民の強い團結の力でこれを推進する。

そして農業生産の飛躍的発展に併行して、農民の生活文化を向上させ、都市と農村の文化水準の格差を一掃して、明るい豊かな、民主的農村を建設する。

このため社会党は次の諸政策を推進する。

(1) 農民組合法を制定し、価格交渉権、耕作権、水利権等の農民の権利を擁護する。  
(2) 農業共済制度を抜本的に改正し、掛金を安くし、補償をふやし、農民を自然災害の不安から解放する。

(3) 田畠、農用施設等の固定資産税を引下げ、農家所得税にも家族専従者控除をみとめ、寄付金や各種負担金を軽減する。  
(4) 充実した国民年金制度で農民にも恩給の夢を実現し、農業生産組合には勤労者と同

じ健康保険、社会保険への加入の道をひらく。

(5) 農家の住宅改善に公庫融資。簡易水道、保健衛生施設等に積極的助成を行ない、生活環境を改善する。

(6) 托児所、保育園、公民館、体育館、有線放送施設等、厚生文化施設を充実して、都市と農村の文化水準の格差を一掃する。

政  
審  
資  
料  
昭和三十五年九月十五日発行 (毎月十五日発行)

定価  
一〇〇円